

共同作業種類別調査

Table with columns for Farm Number (農家番號), Age Group (年齢階級別家族員數), Agricultural Work (農業ニ従事スルモノ), Livestock (所有役畜頭數), Farm Equipment (所有農機具), Harvesting (麥收穫), Field Planting (田植), and Weeding (除草). It includes detailed data for 36 households across various age groups and equipment types.

六歳未満十錢下げの三種を規定してゐる。雇傭者勞賃は給食以外男二圓四〇錢、女二圓二〇錢（特定郡と勞力交換協定を結んでおり、その協定賃銀である）とし、植付反別に依り勞力の借越農家が支拂ふのであるが、部落内農家と雇傭の勞賃に差等を設けて、二度の精算が必要とされるところに「結ひ」の慣習を曳行し、近代化し切れぬものを認められる。と同時に、共同作業をして純理的には不完全であつても、かゝる過渡的經營様式も見られるべきものが、少くとも本部落の農家の結合形式としては最適なのである。共同作業は、精神的結合と日常生活の上に於ける共同といふ反面の、農業經營上のみの合理主義では割切れぬ要素を重要な組合せ條件とするからである。（第二表）

3 作業方法

豫め定められた作業期に入ると班長の指圖に従ひ、水利と作物種類を主要條件とする順序に依り作業にかゝる。一日の共同作業時間は大體十時間とし、天候の都合で長短することあるは言ふ迄もない。天候に依り作業に精粗あるからと言つて作業順序を變更する如きことなく、各班共豫定の順序は守られてゐる。耕耘整地に於ける牛馬使役の作業に於ては各班に「馬耕班」を置き飼養主が之れを使役する。役畜を使役する場合、牛馬の提供を適宜に求めるが求められた農家は人馬を以て一日と看做され出役するのである。

耕作農具は各自持ちであり、大農具は持たぬのでその使用に關しては現在何ら見るべきものはない。又、脱穀調整施設を利用する共同作業に於ては、總て各自に持ち寄り、利用の量に依つて料金を支拂ふものであつて言は

利用組合の如くである。従つて農具等施設の使用順序は見る事が出来ない。

一三、共同施設

1、共同苗代

共同苗代は各班共二、三ヶ所に分けて(耕地の関係上)、各々一反歩内外を經營してゐる。(圖表参照)苗代田は組合名で借入れ、組合が肥料の提供と指導監督に當り、班に經營せしめてゐる。借入地は組合員である農家が個人で借りてゐたのをそのまゝの條件で組合が借り受けたのである。その土地だけ作離れとなつた農家に對し別段代償は支拂つてゐない。又特別懇請せずとも圓滿に提供され得た。その理由は出来るだけ各農家に分擔せしめ、それを集團化する方針が貫かれたからである。

共同苗代のみは、裏作せず、年三回以上各班とも適當の日を選び全員共同で深耕することになつてゐる。共同苗代は作付品種の統一に依り共同作業能率を向上せしめるばかりでなく、技術改善を平均化する上にも重要であつて本部落に於ても土性が粘質なので之れを深耕して風化作用を充分にすると良質、佳味な米が收穫され、近年顯著に聲價を擧げてゐることである。

使用農具は各自持ち、勞賃計算せず、小作料、肥料、種籾代は反別割である。

2、水稻・麥共同採種圃

水稻採種圃三反、麥採種圃四反歩は實行組合の經營とし、經營方法は概ね苗代に同じ、作品種は水稻「寶」麥「農林二十號」「裸島原」で、次年度への貯藏用原種は今年度收穫の中から脱穀調整の後嚴選の上、配給の一割増を徴收するのである。

3、共同作業場附農業倉庫

共同作業場附農業倉庫は昭和十年秋の建設で、建坪五十二坪、建設費千二百圓である。出費方法は三百四十圓を組合員の分擔、四百三十圓を個人から借入れ、残りの四百七十圓を共同収益金とし、個人からの借入金は採種圃の収益金を以て辨済することとした。共同作業場は諸集會及肥料配給、薬加工、倉庫は集荷、保管の共同事業に使用されるので利用に關する個人又は班等を對象とする規程は設けられてゐない。共同作業場の施設は脱穀調整用の四馬力發動機二臺の外三點六臺と秤量機等である。

4、共同農具

前記共同作業場附施設以外の共同農具としては溝培土機二臺、苗代種播機二臺、ラミー脱皮機一臺、薬加工施設若干を所有する。總て共同農具の利用は保管責任者を定め、反別又は利用分量に應じて利用料を徴し個人(培土、播種機は共同)に使用せしめる。利用料はラミー百匁當り五錢、耩、麥摺依當三十錢、脱穀依當二十錢の定めであり、徴收された利用料は原價償却に充當される。

薬加工施設は共同作業場での作業機と、移動機とがあり、共同作業場に於て作業するのは製薬(作業農家十戸)

製俵(作業は青年部員)、移動機は製糶(作業農家二十五戸を五ヶ所に分ける)である。糶加工機具は原價償却済みで、利用料を徴せぬ。

四、共同炊事

共同炊事は田植と秋の收穫期に十日と十五日間行われ、班別に實行されてゐる。共同炊事に對して農事實行組合は献立表を作製し、食器等備品の一部を提供するが、各班毎に自給を原則とする計劃を樹てさせて遂行せしめてゐる。各班では炊事主任を置くが當人は共同作業にも出役し、期間中の材料購入、配給計劃、帳簿記入整理に就ての責任を持つ。共同炊事は各家庭の毎日交代とされ、實際の炊事擔當者は當番家庭の主婦が當る。他に一名任意に助手を選んで補佐せしめ、炊事婦は作業出役と看做す。

共同炊事の行はれる期間中家族は當番家庭に集合して食事するのであつて、作業地が遠方でない限り運ばぬ。材料は主食物たる米、麥、味噌のみ家族數に應じて割當て提供せしめ、他の副食物や燃料等は出来るだけ組合員の生産物を時價で買上げ(終了後清算)、部落内では得られぬ肉類(主としてブリ(鰯)、當地では田植ブリと稱し、特に田植期間中食膳に供す)のみ他から購入される。米、麥、の割當量は十六歳以上五十歳迄の男子一人當五合一勺(麥一割を含む)とし、婦人はその八掛、他の年齢者は標準を定めるが適宜の供出とされてゐる。他にオヤツ用の麥の子(メリケン粉)を家族員數割に徴收する。昨年度は一人當日購入費用二十三錢であつて、稍々

多額に見えるが、移動労働班にも共同炊事を以て賄つておりその食事の大部分を含むからである。經費は家族數に按分負擔される。

共同炊事擔當者の作業時間割は次の如くである。

午後七時—八時 明日の炊事準備、十時 就寝、午前三時 起床、朝食準備、六時 朝飯給與と後片付八時 晝食準備、十時 晝飯給與と後片付、十二時 おやつ準備、二時 おやつ給與、三時 夕食準備、六時 夕食給與と後片付。

五、共同託兒所

託兒所は春秋の農繁期に各十日間、部落内非農家の主婦の特志で經營される。既に七、八年前から開所され、現在は共同作業場を託兒所としてゐるのであるが、收容兒童は學令期前の者で一日平均十四、五名に過ぎない。施設としては滑り臺、シーソー、ブランコを有つのみで、子供の遊び場を作つてやり、一人、二人の婦人が付添ふと言つた程度である。兒童の晝食は共同炊事期間外であれば各家庭から持参せしめ共同に食事せしめる。

六、其 他

實行組合の共同事業として昭和十年から「相互會」と稱するものがあり、金融を事業目的とする。出資一口十

(46)

圓、出資口數現在一二〇餘口、一口の出資も困難なる者に對しては別に一日一錢貯金を實行してゐるのでその金が纏つてからでも良いといふことにはあるが、その必要もなく、入會は殆んど意志の如何に依り決まる。貸付は田、畑、米、麥等を擔保に差入れ、償還期限は六ヶ月と一ケ年、金利八分、用途は從來は大部分肥料資金であつた。利益配當は五分程度とし、他は積立金とする。

昭和十六年正月總會の決議により實行されることとなつた農業保險に就ては未だ實際的な保險の必要に迫られてゐない故か、その給付に就て疑義を多分に持つ規定ではあるが、次を参照され度い。本規約は農業報國組合の行ふ事業としての保險組合規約であつて、獨立の保險目的を以て組織されるものでないことを斷つておく。

農業保險組合規約

- (イ) 土地所有者(他村の地主は除外)及耕作者相互ノ安定ヲ計ルタメ一致協力シ一旦災害ノ場合ニ備フ
- (ロ) 保險料ハ土地所有者及耕作者相互ニ各自反當ニ升宛ヲ積立ツルモノトス
- (ハ) 凶作支給方法ハ、三割減收ノ場合各々一割配當シ、五分引ニテ取引ス、三割以上之ニ準ズ、但シ積立金不充分ナル節ハ此ノ限ニアラズ
- (ニ) 當組合保險金支拂ハ鹿本郡農業保險支拂規約ニ準ズ
- 以上の通りであつて、保險組合と言ふよりも收穫の一部を半ば強制貯蓄せしめる爲めの規約と見るべきであらう。加入脱退等に就ては報國會の規約に準據する。

「農業報國會」は耕地交換分合と土地共同管理を目的とするものである。その事業の主なるものは前記農業保險組合の他

- 1、耕地の集團擴張
- 2、安定農家の樹立(一人平均耕作五反―八反、一戸平均一町五反―四町を標準とし、家族従業員數の多少に依り増減す)
- 3、小作米收納、納付、販賣の責任斡旋
- 4、耕作地の地力増進徹底
- 5、………

右の如くであつて、適切な要項を示してゐると見れるが、具體的實行方法は記されてゐない。本調査後、杉鳩組合長は右の決議を更に急速に實現する爲め、組合の名義で、自作農資金を借入れ、土地購入の上組合員に割當て耕作せしめることになつたと報知され來つた。

上、本實行組合の計畫事項

(47) 調査の結果當部落の實情に於て實行が可能であり、現在實行組合の活動計畫に屬するもの或は他の團體が實行してゐるものにして組合が繼承せんとする事項次の如し。

イ、全戸自作農化計畫、現在小作農二十七戸に資金造成計畫を樹てさせ十五ヶ年計畫に依り自作化せんとするものである。(之れは、其後方針を變更して、組合名を以て自作農資金を一括借入れ、購入した土地は組合員に小作せしめ、漸次組合員に分配して行く計畫に改む)

ロ、畑作物増産計畫、既に昭和七年、三ヶ年計畫を樹て、村外三ヶ所に耕地を獲得した。更らに必需蔬菜類の自給率を百%ならしめる爲め宅地利用の徹底を計ると共に畑地増反計畫を樹立せんとするものである。

ハ、栄養食改善自給計畫、前記畑作物の増産を圖ると共に、天然の温水に恵れた附近の河川を利用して川魚の養殖と家鴨を飼育し、養鶏、乳牛飼養を圖る。

ニ、勞力補充施設計畫、託兒所の施設を充實し、専任の保姆を得て部落内の學齡期以下の兒童を全部收容するやうせんとする。實行組合に保健係を設置し、共同豫防の計畫實行に當らしめる。部落農家の住宅が密集してゐるので現在の三戸位の湯入組を改め共同浴場を建設し、附屬室を設けて娯樂文化施設たらしめんとする。

結 び

吾々は以上の調査の結果に於て、經濟の法則にのみ準據して農家の共同化を推進せしめんとすることの非を悟らねばならない。事業の主目的が生産的經濟行爲を營む農事實行組合ではあつても、農事實行組合なるものが部落農家の社會的集團である限り純粹に經濟的慾望のみを追求するものと規定するわけにはゆかないのである。こ

のことは吾々兩名が、一人は部落の社會と生活慣行を、他の一人が共同作業を、分擔して調査に着手し、一應の結論を纏めて報告し合つたとき既に明確に認得したのである。即ち、一人は、當部落の全農家が緊密な家族的紐帶に依つて結合されてゐることだ。他の一人は極めて非合理的な素朴な條件を以て組合せており、このまゝの經營方法では共同作業の永續性を認めることが困難であることを指摘した。然るに當組合は昭和十一年以來既に五ヶ年事業を繼續してゐる。此の五年間は大部分が支那事變下の年であり、隣接縣に重工業地帯を持ち、近接農村からは夥しい農業勞力が流出してゐる、にもかゝらず當部落からは一人の家族勞力も流出してゐない。共同作業することに依り勞力の出過ぎを繰返さねばならぬ農家に於て然りである。このことは共同作業の組合せに經濟的基礎の確立を必至の要件と主張する者へ反省を促すに充分な事實を示すものである。一般に優秀な共同作業が行はれ得る場所は(イ)家族勞力一人當耕地面積の均等、(ロ)作付品種の統一、(ハ)耕地の集團、小作條件の整一されたところか、或は(ニ)家族的紐帶の緊密が前の條件を充分に壓服してゐるところである。勿論、之れは一般的に優秀な經營の行はれてゐる部落に就ての歸納的な結論であつて、他に、かゝる條件からは凡そ正反對であつても「協定貸銀」を基礎とする優良經營組合も稀れにはある。

當部落農事實行組合は(ニ)型の組合であるが、田植の共同作業に於て協定貸銀を設定するに至つたことは注目されねばならない。例へそれが上納機關の均一的な指導方針を採用したに過ぎぬとしても、農家に自己の勞働力を一般勞賃と比較し、農業(少くとも、自營地以外の農業)に支出する勞賃の低位なるを自覺せしめる如き、經營

(50)

方法の轉換は、そのみに因つて崩壊を云々し得るものではないが、崩壊の危機を招く惧れは充分ある。農家に農業勞賃と一般勞賃を比較せしめるならば、自家の經營以外の農業に勞働を投下する慾望を制限することは當然であるし、故に共同作業に勞力を提供する側の参加が無くなるのである。

發展の方向を探知することは本調査の目的ではないが、一般に共同作業の合理的基礎とされながら然も共同作業を解體する要素である「協定賃銀」の採用を繞つて、當部落組合の血縁紐帯が尙ほ強力であるか否かは大に興味と示唆に富む今後の問題である。

新潟縣中頸城郡保倉村岡澤

目次

はし か き……………三五

一、岡澤部落農業における基本的生産諸條件……………三五六

1、耕地整理と水利……………三五六

2、土地所有と生産規模……………三五九

3、小作制度……………三六四

二、岡澤部落における階層的隷従關係……………三九六

三、農業生産・流通過程……………四〇二

四、徳川封建制下における岡澤部落貢租關係に関する資料……………四二二

附……………四九八

(1)

保倉村岡澤農區略圖

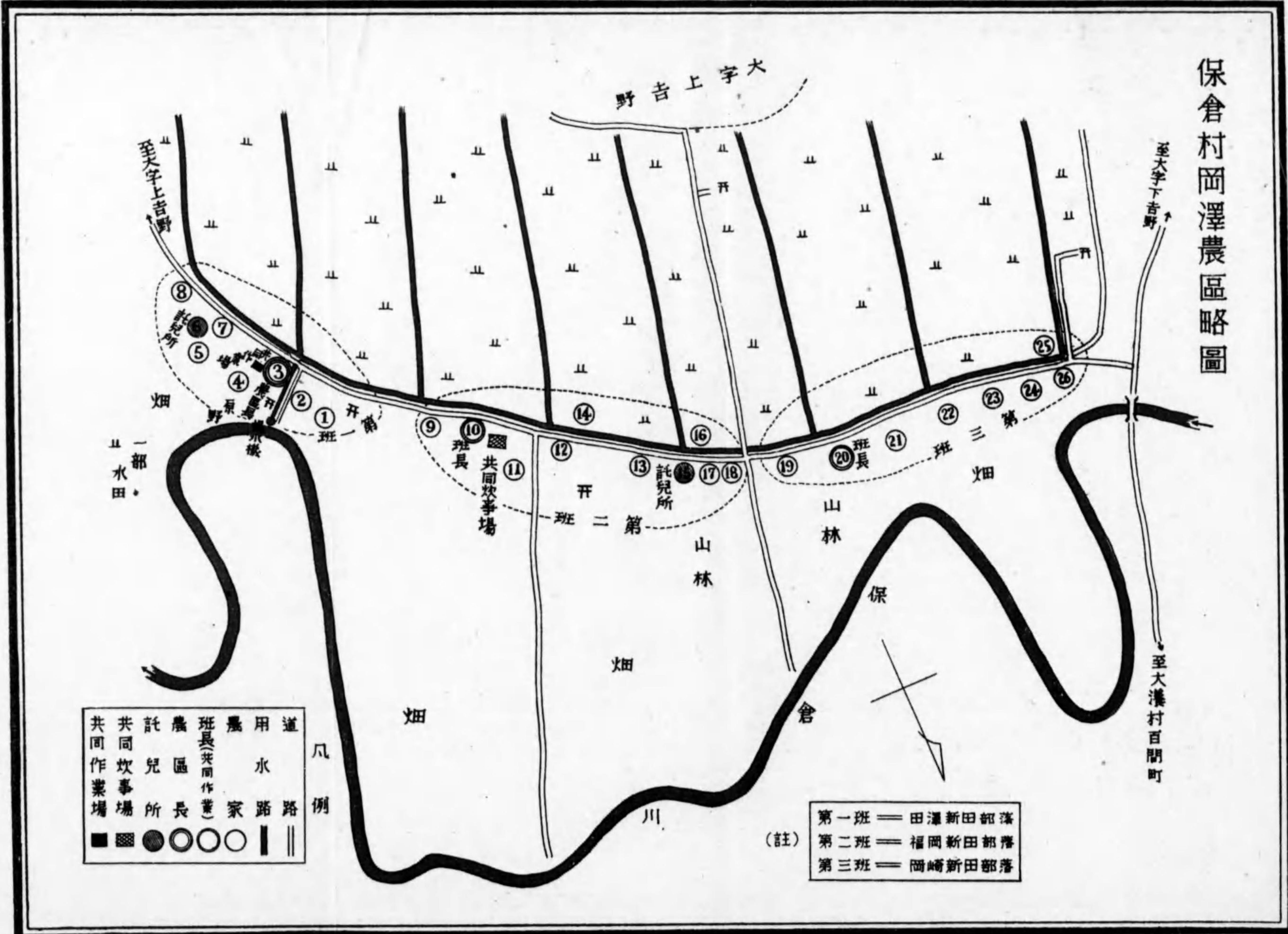


共同作業場	共同炊事場	託兒場所	農區長	班長(共同作業)	農家	用水路	道水路
■	▨	●	○	○	○		

凡例

至大字下吉野
至大漢村百間町

保倉村岡澤農區略圖



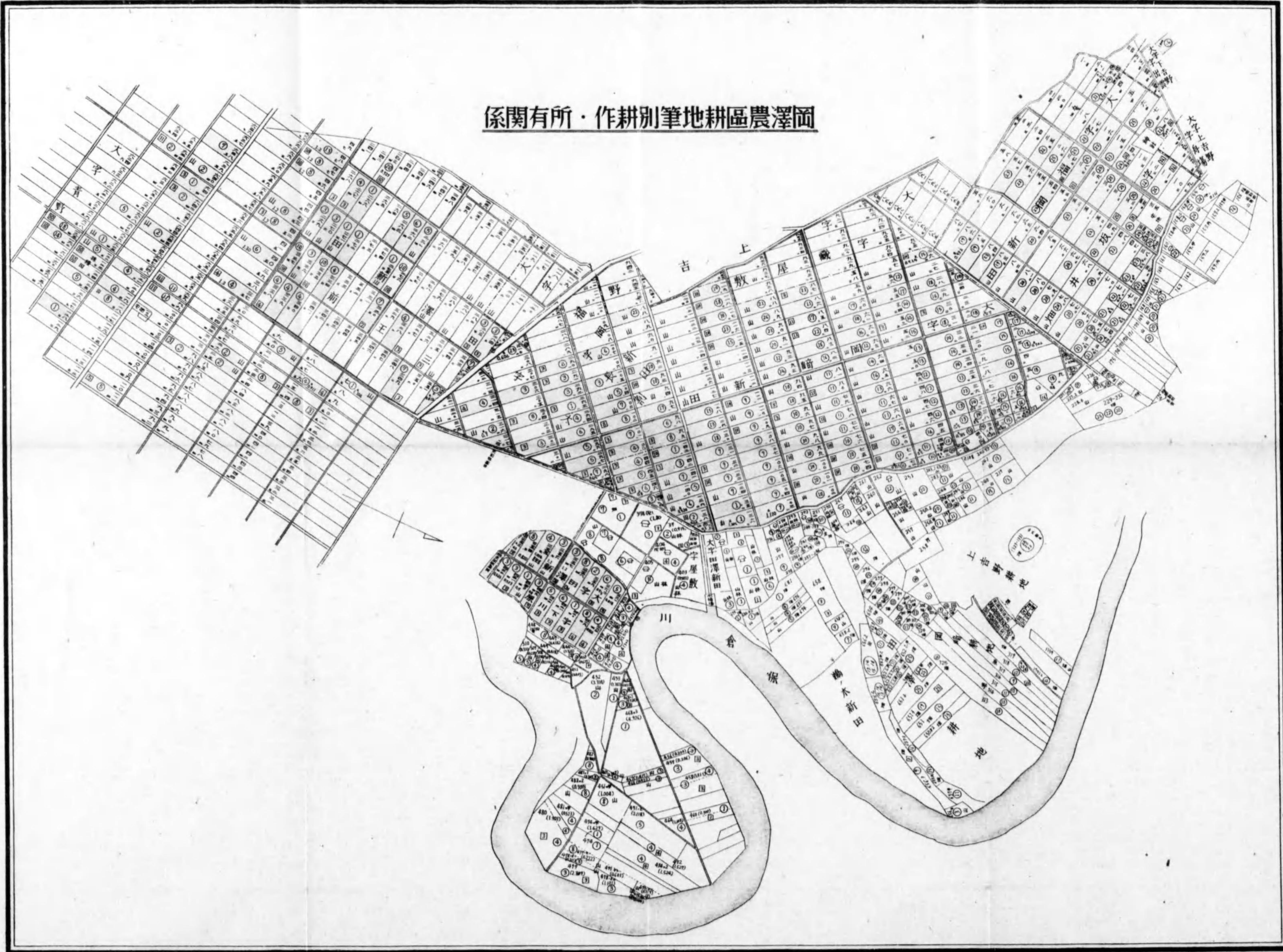
凡例

共同作業場	共同炊事場所	託兒所	農區長	農長共同作業	農家	用水路	道	水路
■	■	●	○	○	○			

(註)

第一班	田澤新田部落
第二班	福岡新田部落
第三班	岡崎新田部落

係関有所 · 作耕別筆地耕區農澤岡



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5



はしかき

新潟縣中頸城郡保倉村岡澤部落は、縣の西南部、信越線直江津驛から約一里東部に入つた純農村である。岡澤といふ地名は農區名であつて、田澤新田、福岡新田、岡崎新田の三部落を總稱したものである。三部落の發生或は新田の開發の時期等については殆ど知られて居らない。徳川封建制のすつと初期にすでに在つたことは當時の記録について確かめられる。この部落(岡澤)は、かつて、所謂天領に屬した。その經て來た永い封建の世代は、現在の部落の生態の上に、なほ、色濃い烙印を残してゐる。烙印のもつ意味をわれ／＼は遂に無視し得なかつた。

他方において、この部落は、共同作業並に共同施設を成功的に實施しつゝある部落として、新潟縣に於ける代表的事例を示してゐる。共同作業こそ、戦時下我國農業生産政策の方式が好んで用ふる合言葉だとするならば、そして日本農業の進歩的メトードだとするならば、その共同作業並共同施設實施項目として共同田植、共同苗代、共同炊事、託兒所を數える岡澤部落の作業方法並にその物質的基礎をなす自然的、經濟的、社會的諸條件の闡明は廣汎な政策的意義をもつものといへるだらう。新潟縣農會によつてなされた調査「共同作業、農繁期託兒所、共同炊事實施に伴ふ農家労働事情調査成績」(帝國農會刊)は、かゝる要請に批判的にこたえてゐる。われ／＼の叙述は、岡澤部落の一般的農業事情、共同作業の具體的過程等に関して、殆どこの既刊の優れた資料に譲つて省略

(4)

した。
われくの調査は、岡澤部落農民の結び合ふ經濟關係―共同作業も一つの現れだ―に對して、「過ぎ去つた」土地領有の體統制(ヒールアルキー)がいかなる度合といかなる姿を以て聯繫するか―をテーマとする。そのことはまた逆に、諸經濟關係自體の歴史的性格の把握にも通ずるであらう。

一、岡澤部落農業生産構造

1、耕地整理・水利

岡澤部落の指導的農民の一人は次の様に書いてゐる。

「往昔は水利の便悪く水田は遠く他字の耕地を少しく耕作なし居る位にして生活程度低く經濟も亦窮迫し居りたりしが、今より約二十年前に電氣により保倉川より揚水し之を灌漑水として部落前面の山林原野瘦畑を開墾耕地整理し四十町歩の美田を得たり。茲に於て部落民勇躍更生の機運に達し爾來農耕に勵むと共に部落民一致協力各種の改善に奮闘努力し漸く部落の面目を一新するを得たり。」

右の叙述によつて、岡澤部落農業の基本的生産手段が過去の水利施設とそれに伴ふ耕地整理とに依つて全く新たな相貌を與へられたことを知る。部落の地目的變遷を數字で示さう。

表。明治二十二年における岡崎新田・福岡新田兩部落土地利用狀況

岡崎	福岡
田	田
畑	畑
宅地	宅地
山林	山林
原野	原野
總計	總計
六反〇一八	九反六一九
一三七・一〇六	九二・三二二
一五・六〇七	一〇・八一七
七・五一八	三・三〇〇
一二・四一八	九・一二〇
一七八・八〇七	一二五・三一八

表。大正十一―十三年耕地整理による地目轉換。

整理前	整理後
田	田
畑	畑
山林	山林
原野	原野
墓地	墓地
宅地	宅地
内道	内道
九一反四〇〇	三八八反九二四
一九二・三二〇	
一〇七・九一四	一・二一六
一五・六一五	
〇・二〇二	〇・八八二
二・四一〇	〇・一二六
一七・八二五	

(5)

(6)

國有地
合計 一八・〇〇一
四二八・〇二〇
(土地臺帳面積)
三九三・三一八
(實測面積)
三五八

表。現在地目別土地面積(昭一四)。

種別	自作地	小作地	合計	貸付地
水田	101反011	118反011	36反101	11反001
畑	20・500	36・900	57・400	6・100
山林	111・100	76・300	187・400	1・000
原野	118・010	58・800	176・800	1・000
宅地	11・070坪	1・380坪	12・450坪	1・100坪
合計	1101・101	229・901	1331・001	16・701

耕地整理を期期として田畑の地位は全く顛倒したわけだ。水田面積のこの量的増大は同時にまた質的變化を伴った。無用水田(不定田)の用水田への轉化並に擴大である。

右の如く、部落農業の基本的生産條件に變革を齎した耕地整理事業は、大正十一年春起工、翌々年至り完成した。耕地整理組合は九〇〇町歩の大地主山田氏の弟大竹氏を組合長として、三部落の重立(オビヤ)を副組合長、評議員とした。所要經費二一、九四八圓の内部落地主(彼等は同時に耕作農民だ)の負擔部分は大竹氏を社長とする中頸城鐵道株式會社の貸附によつて支辨された。この負債は現在なほ二〇〇〇圓前後残つてゐる。この耕地整理と

土地所有關係との關聯については次節で觸れる筈である。

2、土地所有と生産規模

1

まづ、部落の土地所有並に生産規模を概觀的に示すために次表を掲げる。
表。土地所有並に生産規模

農家番號	田澤新田部落							
	所有者 耕作者農家番號一	二	▲三	▲四	五	六	七	八
10反								
二								
▲三								
▲四								
五								
▲六								
▲七								
八								

(7)

三五九

農家番號	田澤新田部落	所有者	耕作地中自作地ノ比率	緊屬地主數	計	山田	(部落外)×其他	(部落内)××〃	(括弧内ノ所有者數)
▲二五	一	▲九	四三%	四人	二五・五	七三	三八	一	一
二六	二	▲一〇	〇	二	一七・五	八三	七四	一	一
▲二五	三	▲一一	六三・六	五	三三・一	七六	〇	一九	一
二六	四	一二	三九・六	六	二四・〇	二〇	四〇	五・一	一
▲二五	五	一三	〇	六	二四・〇	二〇	三	六・一	一
二六	六	一四	〇	六	一〇・八	六七	三	六・一	一
▲二五	一	一五	〇	三	一四・八	二六	〇	一〇	一
二六	二	一六	三九・三	四	七・九	二〇	〇	一〇	一
▲二五	三	一七	八・二	五	二七・〇	二五	〇	八	一
二六	四	一八	八・二	五	二七・〇	二五	〇	八	一

農家番號	岡崎新田部落	所有者	耕作地中自作地ノ比率	緊屬地主數	計	山田	(部落外)×其他	(部落内)××〃	(括弧内ノ所有者數)
▲二五	一	▲九	四三%	四人	二五・五	七三	三八	一	一
二六	二	▲一〇	〇	二	一七・五	八三	七四	一	一
▲二五	三	▲一一	六三・六	五	三三・一	七六	〇	一九	一
二六	四	一二	三九・六	六	二四・〇	二〇	四〇	五・一	一
▲二五	五	一三	〇	六	二四・〇	二〇	三	六・一	一
二六	六	一四	〇	六	一〇・八	六七	三	六・一	一
▲二五	一	一五	〇	三	一四・八	二六	〇	一〇	一
二六	二	一六	三九・三	四	七・九	二〇	〇	一〇	一
▲二五	三	一七	八・二	五	二七・〇	二五	〇	八	一
二六	四	一八	八・二	五	二七・〇	二五	〇	八	一

田澤新田部落 農家番號	所有者 農家番號	耕作者 農家番號	計	山			耕作中自作地ノ比率	繁屬地主數
				(部落外) × 其他	(部落內) × × (括弧内ノ所有者數)	田		
▲ 四	一九	▲ 二〇	二一	二八	四二	二〇	三・六	二二
▲ 三	二一	二二	二三	二〇	三〇	一〇	三・七	二二
▲ 二	二三	二三	二四	二〇	三〇	一〇	三・九	二二
▲ 一	二四	▲ 二五	二六	三二	四七	一五	四・〇	二二
▲ 〇	二六	計	二六	三六	五三	一七	四・二	二二
▲ 〇	二六	總計	二六	三六	五三	一七	四・二	二二
▲ 〇	二六	貸付地計	二六	三六	五三	一七	四・二	二二

三六三

岡崎新田部落		福岡新田部落	
農家番號	耕作者番號	農家番號	耕作者番號
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七
▲ 二〇	一九	▲ 〇九	八七

三六一

右表の農家番號は部落並に農家屋の地理的連續性に從つて附せられた符號に過ぎず、何ら傾向的序列を示す

山	田	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
(部落外) × 其他	(部落内) × × ×	(括弧内) × 所有者數	計	聚屬地主數	耕地中自作地ノ比率	(備考)	1, X 「部落外」其他とは、他部落所在にして他部落民(但山田を除く)所有の耕地を意味す。	2, X X 「部落内」其他とは部落内所在にして他部落民(但山田を除く)所有の耕地を意味す。	3, X X X 「總計」とは「計」+他部落民への貸付地の意味、從つて所有耕地の總計。	4, 農家番號に▲印を附したるは、當該農家がオーヤ身分なることを示す(オーヤに關しては二、農民の身分關係參照)	右表の農家番號は部落並に農家屋の地理的連續性に從つて附せられた符號に過ぎず、何ら傾向的序列を示す	三六五											

同崎新田部落	▲二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	▲一〇	▲九	八	七	六	五
福岡新田部落	▲二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	▲一〇	▲九	八	七	六	五

(14)

ものではない。傾向的(法則的)把握のためには、右表に對し以下順を追ふて抽出加工再編成がなされる筈であるが、こゝでは暫らく混屯たる原表につき二、三の考察を試みやう。

まづ、零細農耕の基本的生産手段たる耕地の、猫額の戸當面積が、土地所有關係の交錯を通じて初めて成立し得てゐる経緯は、こゝに明らかである。例へば農家No.三は、所有耕地五町九反一畝のうち、一町六反六畝を自作、兩餘の耕地のなから三町三反二畝を十人の部落農民に分割貸附、更に残りを他部落農民一人數不明に小作せしめてゐる。それだけではなく、彼は別に四人の地主又農民から九反五畝を借入、都合二町六反一畝を耕作してゐる。かくて農家No.三から地主、自作、小作の三面が抽出される。かゝる現象の解釋は後述に俟つとして、單に結論的にいへば、農家No.三は、生産的條件の相對的に劣つた耕地を貸附、より優れた生産的條件をもつ耕地を借入れることに依つて、彼の農耕生産條件を有利ならしめてゐる。かゝる現象を本質的に闡明する手掛りは部落の特殊な社會經濟的構造の分析によつてのみ與へられることはいふまでもない。表示によると右の如き關係は、主としてオーヤ身分に屬する農民の間のみられるところである。

次に、各農民が一人の地主又農民から借入れる耕地面積がいかに零細であり、従つて借入地を一定量に至らしめるためにいかに多くの地主又農民と貸借關係に入ることが必要であるかについて、表示の數字は充分に語つてゐるであらう。かゝる細分割が零細農耕の日本の特質に照應するものであり、その限りにおいて、極めて一般的なるものであることはすでに廣く識られてゐる。

更に、農民の地主的面と大地主山田氏の場合とは、現象的にも非常に異つてゐる。山田氏に對しては、部落二六戸の内、一戸を除いた全農家が小作として隷屬してゐる。いふまでもなく山田氏の所有耕地總計九一町歩にとつて岡澤部落所在の二町餘は些少の部分にすぎない。然るに、農民の地主的面は、殆ど部落内農民相互の關係として現はれて居り、關係範圍も極めて部分的である。但し、この際注目される可き點は、田澤新田部落の農家No.三と福岡新田部落の農家No.一〇乃至一一の場合である。之等の農家は、その部落の農民の全體又は殆ど全體に對して地主的面を確保してゐる。われ／＼はこゝに山田氏對全部落農民における關係の縮刷版を見出すのである。山田氏の戸當貸附面積に比して地主的農民のそれは著しい零細性を示すことも指摘する可き特徴であらう。山田↓部落農民(全部落)を結紐する土地所有關係並に部落農民(特にオーヤ)↓部落農民(特にコマへ)を結紐する土地所有關係の理論的解釋は、部落の遺制的ヒアルキーの解明と關聯せしめつゝ、別項においてなされる筈である。

2

次に、上表から必要な抽出を行つて耕作面積別||所有面積別に部落農民を分類するならば次の通りである。

(15)

所有面積	耕作面積	反	八反	一町	二町	一町五反	一町五反	一町	二町	三町	三町五反	三町	計
無	有	1反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	(九) 30人
五反以下		11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	11反	(〇) 30人

五反以上									
八反									
一町									
一町五反									
二町									
二町一反									
三町									
三町一反									
四町									
四町五反									
五町									
五町五反									
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

(備考) 1、括弧内数字は戸数を示す、他は農家番號。
2、▲印を附せる農家はオイヤ身分。

表示の諸點。

1、土地所有の集中は他方の極に極零細所有又無所有を産出、部落全體として偏倚的な配分状態を示す。岡澤

部落農民の所有耕地面積別分布はかゝる偏倚を高度に示してゐる。二六戸の農家の六五%、一七戸は五反以下所有するに過ぎず、そのうちの九戸は完全な無所有である。これらの農家の下限的地位に對して四町五反—五町級、五町五反—六町級所屬の各一戸計二戸の農家が上限を成してゐる。而も既述の通り、かゝる耕地所有構成を有する全部落農民の上に、九—一町歩の大土地所有者が壓倒的にのしかゝり、彼に對する地代負擔者といふ面において全部落農民は恰もひとりの小作人として現はれるのである。

2、耕地所有の偏倚とは對照的に、生産規模の指標たる耕地面積を視點とする農民構成は、表示の如き相對的安定を示してゐる。即ち、耕地所有において五反以下十七戸に決定的重心を置いた部落農民は、耕作面積においては一町—二町—四戸乃至一町—二町五反—八戸に重心を置く。而して耕地所有の上限たる四町五反—五町級、五町五反—六町級各一戸は、耕作面積において、何れも二町五反—三町の最大級に所屬する。かくて、土地所有關係における部落農民の下限は、農耕再生産の維持のために耕地の擴大從て小作關係に必至的に關入、上限は、逆に、農耕再生産の有利な展開のために、自らを農民兼地主として烙印するに至るのである。

耕地を全く所有しない九戸の農家のうち七戸が、一町乃至二町五反の耕作面積、生産規模を確保、五反以下の耕地を所有するに過ぎない農家八戸のうち五戸が、一町乃至二町の耕作面積、生産規模を確保することによつて部落農業の生産規模を水準的に昂め得た原因は、どこに求めらる可きか。

確定的な答解ではないが、われ／＼は、如上の生産規模の擴大は、大正十三年竣工の耕地整理による地目轉換、

(18)

特に大地主山田氏所有の山林原野の開墾によつて擴張せられた田畑を小作するに至つた結果だと考へる。而も之らの土地を小作することになつても、従来の他部落への出作を廢止又縮少する様なことは、恐らくなかつたのであらう。

3、岡澤部落における如上の耕作面積別・所有面積別農民構成と村・郡・縣・全國平均における該構成との對比。

所有面積別農民構成(A)

全 縣 中 岡 澤	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	28.9	19.0	18.1	18.8	11.2	3.8	1.1	0.1	100	
中 保 岡	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	1.3	1.0	3.8	3.8	1.1	1.1	0.1	0.1	100	
全 國	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	4.8	2.0	1.1	1.1	0.8	0.4	0.1	0.08	100	

耕作面積別農民構成(B)

全 縣 中 保 岡	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	28.9	19.0	18.1	18.8	11.2	3.8	1.1	0.1	100	
中 保 岡	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	1.3	1.0	3.8	3.8	1.1	1.1	0.1	0.1	100	
全 國	五反未満	五反	一〇反	二〇反	三〇反	四〇反	五〇反	一〇〇反	五〇〇反	計
	4.8	2.0	1.1	1.1	0.8	0.4	0.1	0.08	100	

右表Aにおける五反未満級の欄とBにおける一町—二町、二町—三町の欄のうちに、岡澤部落農業構造の二つ

の面における特質が瞭然と看取せられる。同一の特質はまた次の様にも表現せられる。

自作地の耕作面積に對する割合	農家番号	戸数	%	新潟縣		全國	
				同上比率	(12.4)	同上比率	(12.4)
〇のもの	2,562,131,147,792,312	9	35.8	13.1	15.5	13.1	100
二割以下のもの	8,131,818,▲▲10,211	4	15.1(33.1)	14.2	10.1	10.1	100
四割以下のもの	▲▲7,▲▲2,▲▲12	8	14.5(33.2)	14.2	11.1	11.1	100
六割以下のもの	1,▲▲11,111,▲▲3	8	14.5(33.2)	14.2	11.1	11.1	100
八割以下のもの	▲▲3,▲▲10,▲▲2	3	11.8(33.2)	14.2	11.1	11.1	100
八割以上のもの	1	1	1.1(33.2)	14.2	11.1	11.1	100
計		25	100(100)				100
小作	岡澤	新設	全國	12.4	12.4	12.4	100
自作	1	1	1	100	100	100	100
計				100	100	100	100

備考 1、多少なりとも小作せるものは一切自作と見做した、從て、自作、小作は純粹の自作乃至小作を意味する。

(19)

2、新潟県及全国の統計は昭和十三年九月一日調査に據る。

土地所有から全く引離された或は殆ど引離されたといふ状態が、岡澤部落の場合、全国並新潟縣の平均に比していかに激しいかは表示の通りである。農民的土地所有のかゝる崩壊が由つて生じた所以を闡明するためには、部落の社會經濟的過程の歴史的考察に俟たねばならない。

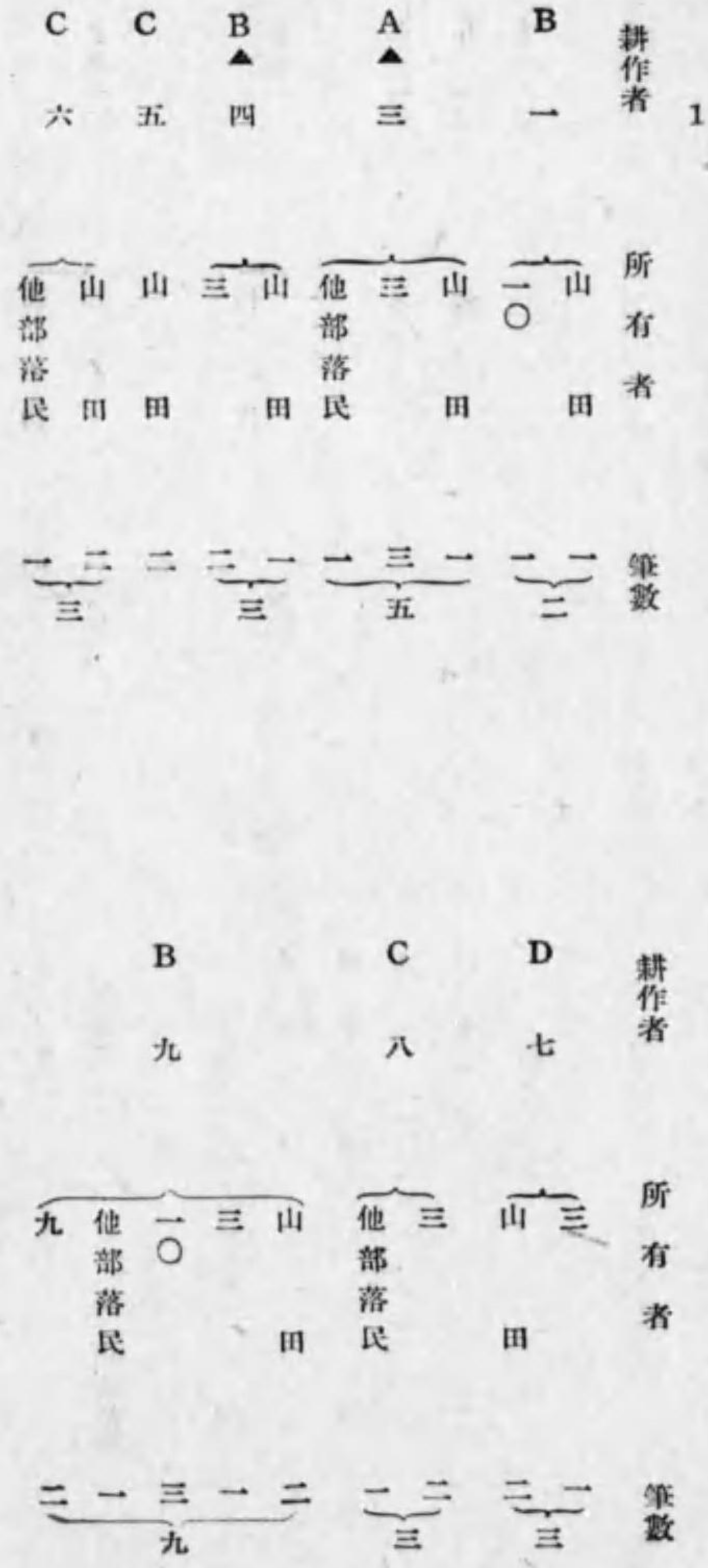
4、部落農民の耕作面積別、所有面積別構成から把握せられる以上の諸點を基礎に、部落農民の全體は左の如き四つの群グループに分たれうであらう。

群別	農家番號	戸數	耕作面積級	所有面積級
A 群	▲一〇、▲三	二	二町五反—三町	四町五反—六町
B 群	一、▲四、▲九、▲一一、▲二五	五	二町—二町五反 但二五は一〇・八反	一町—二町五反
C 群	五、二、二、三、八、一五、一六、▲二〇、六、 一、二、一四、一九、一三、一八、二二	一四	一町—二町 但五は二〇・八反	〇—八反
D 群	一七、二四、二一、二六、七	五	五反—八反	〇—五反

備考 ▲印はオイヤ身分。身分關係を主題とする別前における所論の便宜上符號を附す、既掲の表における場合も同様な意圖にする。

3

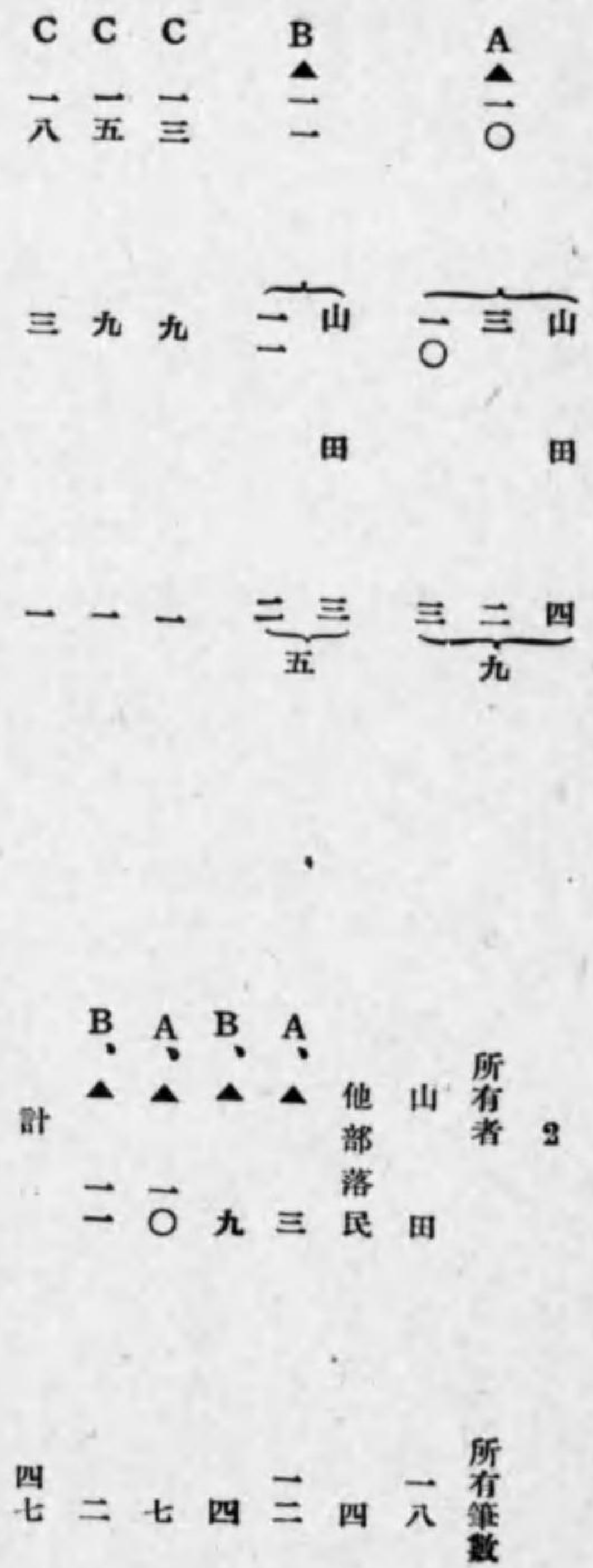
以上概観して來た様に、岡澤部落の農民二六戸は、寄生的大土地所有隷屬の小作農たる性格を共有しつつ、耕地の所有並に占有の規模において、恰も四群別にふさはしい著しい格差を示した。その格差は、耕作面積乃至所



一等田ノ耕作・所有狀況(筆毎)

有面積の外延的廣襲を意味してゐた。乍然、基本的生産條件としての土地を契機とする農民内部の對立的地位は單に量的面だけではなく質の面からも確かめらる可きである。

岡澤部落の耕地整理は延々たる水路と共に四七筆四町七反の一等田を創出した。こゝでは水田の等級は主として水利の良否によつて決定される。この優れた生産手段がいかに分配されてゐるかをみるために左表を掲げる。



まづ耕作者。A群二戸一四筆、B群四戸一九筆、C群六戸一筆、D群一戸三筆の分布は、A・B兩群の決定的地位を示してゐる。次いで所有状況に至つては、部落農民のうちA群の二戸及B群の九、No. 一一の二戸の外は全く關與して居らない。耕作・所有を通じてとくにA群の優位は決定的である。所有筆數A群一九筆に對しB群六筆、最大所有AのNo. 三一二筆、乍然、AのNo. 三の一二筆に對し大地主山田氏は一八筆を所有してゐる。かくて、一等田のもつ優れた生産條件は専ら大地主並に少數の上層農民の擅有するところである。

3、小作制度

前項に明らかな通り、岡澤部落には純粹の自作農は存在しない。従て一切の農民は小作關係のうちに直接的に

組入れられて居る。

岡澤部落における小作制度を觀察するためには、對象を次の如く二分することが適當であらう。即ち

- (1) 寄生的大土地所有 山田氏における小作關係
- (2) 部落農民相互の間における小作關係その他
- (1) 寄生的大土地所有 山田氏における小作關係

保倉村に隣る大澤村百間町の山田家は、新潟縣大土地所有者の第九位を占め、所有面積九一町歩、收納小作料三二八八石(一〇萬四八八七圓)とある。左表は山田家を含む新潟縣大土地所有者の分布並に所有規模を示す。

新潟縣大土地所有者分布

所有地反別	賃貸價格	同上に對する 十三年度縣稅	小作料	
			石數	金額
一 中蒲原郡横越村	二七町六反	一三、八二圓	10、42石	110、22圓
二 南蒲原郡田上村	二二町・七	一三、〇〇圓	9、22石	112、22圓
三 北蒲原郡中浦村	二二町・六	一三、〇〇圓	10、22石	112、22圓
四 西蒲原郡吉田町	二二町・六	一三、〇〇〇	11、22石	122、22圓
五 北蒲原郡聖籠村	九町・七	一三、〇〇〇	11、22石	112、22圓

六	金塚村	114,770	109,488	101,998	9,490
七	安田村	115,800	119,600	101,200	7,400
八	中蒲原郡津有村	66,600	187,131	98,835	88,296
九	金津村	73,000	154,100	80,000	74,100
一〇	小千谷村	421,100	159,470	7,330	152,140
一一	小吉村	300,700	119,600	6,000	113,600
一二	新潟市	27,000	111,770	8,600	103,170
一三	中蒲原郡泉町	29,100	98,000	18,100	80,900
一四	北蒲原郡水原町	177,000	89,330	4,600	172,730
一五	中頸城郡大湊村	91,000	84,600	2,400	89,000
一六	北蒲原郡安田村	199,000	70,800	2,300	196,700
一七	北蒲原郡水原町	440,000	68,800	1,800	438,200
一八	岩船郡保内村	271,500	68,200	3,700	267,800
一九	北蒲原郡京ヶ瀬村	338,300	62,300	3,700	334,600
二〇	南蒲原郡上村	411,300	61,700	3,300	408,000
一、昭和十四年六月一日調査(縣警察部)					
二、小作料は農務課の推算					
三、昭和一三年縣稅は本稅一圓に付一圓三八錢一厘七毛の課率による。					
四、小作料金額は昭一三年に於ける市場石代相場による。即ち石三一圓九〇錢を乗じ計算す。					
五、地丸主氏名省略す。					

三七六

山田家を系譜的に把える便宜は文献的に與へられてをらない。大肝煎の出と稱する當主の言も信憑す可き根據を持たぬ。極めて限られた範圍内での見聞を基礎として推測せられる山田家の發展史は次の様である。

即ち、山田家は明治の初葉迄酒屋金貸を営んでゐたが、その大土地所有が完了したのは比較的新しく明治維新以降のことに屬するやうである。この點、例へば前表の八、中頸城郡津有村に該當する地主保阪家等とは對照となしてゐる。保阪家もひとしく酒屋を營業とし質屋、油屋、藥屋を兼ねて居たが(享保年代より)、高利貸附一擔保流を主流とする土地兼併擴大によつて維新前すでに現有六六六町の過半、約六〇〇町歩の所有を完了、幕末より明治初年にかけて大肝煎の役に在つた。兩家の地代收取の機構は番頭一仲小作又支配人一小作の上下的從屬關係を基軸とする點同様であるが、機構の歴史的傳統に至つては保阪家は山田家を遙に凌駕してゐる。八〇〇人の直接小作の外に、一二七人の支配人(仲小作)を裁然とコブン及名子に分ち、文化、文政以來連綿なる仲小作の家を從へる等一保阪家に完成型を見出す階層隸從的身分關係は、明治年間に大をなせる山田家によつて積極的に踏襲せられた、とみらる可きであらう。あたかも明治維新以前における農村の社會經濟的關係が依然として幕藩時代におけるそれと範疇的に一致するとき、山田家によるかゝる踏襲は何ら恣意的になされたものではなく、合則的な要請に基いたものであらう。

三七七

さて、酒屋、金貸の山田家は一方地主としては寄生的面の外に地主手作の面を明治の中葉まで保有して居た。既述の如く明治の初葉から中葉の間に酒屋並に手作を廢してから現在に至る迄、寄生地主、高利貸資本、利札切りとして、山田家における土地の集中と資本の蓄積とは、半封建的農村の窮迫化と平行的に進んだのである。この過程の動的な統計を掲示することは現在のところ資料的に許されない。

そこで、行論上間接的な意義をもつに過ぎないが、新潟縣全體としての大土地所有集中の明治十八年における状態と、その後の土地兼併の度合を示すものとして大正十三年における状態を参考的に表示して置く。なほ、左表を、前掲、昭和十四年における大土地所有者分布の表と比照するならば、その後土地兼併を明かにしうるであらう。

三十五町歩以上の耕地を所有する大地主數(新潟縣全體)

以上	未滿	地主數(明治一八年)	地主數(大正一三年)
三五町	五〇町	二五一人	不詳人
五〇	一〇〇	六二	一七〇
一〇〇	二〇〇	四三	五四
二〇〇	三〇〇	八	一三
三〇〇	五〇〇	九	一一
五〇〇	一〇〇〇	四	一一

一〇〇〇

五〇町以上合計

一一九

二六四

備考 明治十八年の數字は、明治十八年三月の地稅表による新潟縣全管内の地價一萬圓以上を所有する地主數(東京經濟

雜誌三〇九號所載)につき、明治二十年民有地價平均額、田一反歩につき四十四圓九十八錢、畑地、十三圓四十二錢をかりに新潟縣管内當該地主の地價と定め、田畑の北を田七割五分と畑二割五分(後掲「調査」十三頁参照)として算出せるもの。大正十三年の數字は、農林省農務局編「五十町歩以上の耕地を所有する大地主に關する調査」による。

山田家の當主、部落農民、保阪家の管理者等からの聴取を綜合してみるに。

明治の初葉―酒屋廢業の頃の山田家の所有地は現在の半分位であつた。その後の膨脹は、正に「西南戦役による通貨膨脹の時以來、景氣變動の起伏に沿ふて」展開せられたといふ山田家當主のことばは示唆的である。明治六年の改正によつて決定せられた地價の百分之三の金納地租は、同十年一月百分之二・五に輕減せられ、更に西南役(同年)戦費支出のための紙幣増發は、この「金納租稅の負擔を自動的に輕減し、農村における富裕層の中間收取者の立場を強化し、彼等を反政府的立場から、農業改革運動から、脱落せしめるにいたつた……」

大地主の土地所有集中は、中小地主、自作農の土地喪失に表裏する。

「我カ地主ハ他ノ人民に比スルバ、之ニ四倍スルノ重稅ヲ負擔シ、尙酒ヲ飲マントスレバ一升四錢ノ造石稅ヲ

分擔シ……。而シテ、土地ノ純收入ノ平均四割七分ハ地租トシテ徴セラル。且ツ下田ヲ耕スモノ、小凶荒ニ逢ツテ、米價少シク下落スルモ殆下余ル所ナキニ至ルガ故ニ、大地主ニ非ルヨリハ堪フル能ハズシテ己ムヲ得ズ、負債ヲ起サントスルモ、抵當ナクシテ金ヲ借ル能ハザルガ故ニ、其所有地ヲ抵當トセザルヲ得ズ。是、小民土地ニ離ル、成以ナリ。(日本經濟會「本邦地租論」)

從テ、例ヘば地所買入書入件數は明治二十年三七萬餘件から二十六年八四萬餘件ヘ激増、又、土地賣買件數も明治二十年六八萬餘件から二十四年一七一萬餘件ヘ激増を示した。かくして、土地を抵當として負債した農民の多くは、返済ができぬため、それを抵當流れとして、或は債主若は他の豪農地主に對する賣買の形式において、生産手段の收略をうけるのである。こゝに、日本の高利貸の地主的寄生化と地主の高利貸的性質とが示現される。山田家の場合にも、また保阪家の場合にも、大土地所有集中に際してそれらの高利貸資本的面の果した決定的役割が指摘されうるのである。前者は資本の原蓄期乃至産業資本確立期に、後者は幕藩制末期に、それ〴〵所有集中の中心的時期を異にしてはゐるが。

記述を山田家土地兼併の具體的過程に移すならば、山田家は中小地主、農民から土地の零細片を掻き集める傍ら、明治三十年頃、現在の所有地の過半を占むる土地を、中頸城郡鍛冶村の大地主田中家から、同家の零落を機に買取つた(田中家居住の小字名八萬は同家所有地々價八萬圓に因んで命名されたといふ)。岡澤部落における兼併は、大正四、五年迄の間に耕地の五〇—六〇%に迄及び、その買取價格は實に地價以下でさへあつた。かゝ

る兼併が部落農民の窮乏を基礎とすることは云ふ迄もないが、窮乏の直接的な因子としては次の諸點が挙げられる。

(1) 曩にみた様に、耕地整理前の岡澤部落は、水利上の制約によつて畑作に決定的に依存してゐた(水田はすべて小作)。從テ水源の確保とそれを基礎とする水田開發とは、全部落民の共通の要望であつた。この要望はその畑作物のうちの代表的商品、大小豆の價格が、北海道開拓に伴ふ道産大小豆の内地市場進出によつて激落せしめられるに至り、一層増大した。(安い作物を賣却、高い飯米を購買する循環。)

(2) 原始貯蓄における最も中心的な契機をなす租税制度、とくに在來の封建的地代の性質を、全國的規模において繼承せる金納地租の壓力の下に、(1)の要望は、また、該負擔の相對的輕減の方策としての意義をもつに至り、とくに、部落民上層を實踐化にむかつて驅り立てた。

(3) 右の要望の具體化を巡つて、明治十一年連帶諸部落惣代間に取交された證書を引用すれば次の通りである。

「先般地租御改正之際大區内村位等級ヲ被附隣村比較ヲ以テ收穫米被相立候處梅田新田田澤新田岡崎新田福岡新田右村ノ如キハ皆畑地域ハ無用水ニシテ他ノ殘水ノミヲ以テ養育早換地勝手ノ村處年々田方は用水不足畑方は低地爲夫カ隣米比較之收穫取不足ニテ百姓一同難澁罷在候ニ付今般各村々示談之上永年上下之多益之青野村溜へ中土堤ヲ新築シ水源丈夫ニ相定右四ヶ村低地畑ハ不及申芝地草生共開田可致候ニ付……下略」

結局この計畫は、明治十六年に至り實行に移され、多額の修繕費を費したが豫期した様な増水を得ずして盡餅に歸した。この經費は關係部落農民の負債となつて、そのかねての窮迫を促進する結果に終つた。(田澤、岡崎、福岡の三部落の負擔金一〇〇〇圓)。かくて例へば、田澤新田の總代農家^ノ三は耕地二町歩を山田家に賣却、その他の農民の間にもどうやうなことがみられたのである。又、岡崎新田の惣代農家一戸、福岡新田の惣代農家(オーヤ農家^ノ一五の本家)一戸その他計三戸は、北海道その他へ移住し去つた。明治十六當時、田澤新田九戸、岡崎部落十六戸、福岡部落十戸を數えた農家數は、それ以降、現在の廿六戸に迄減少を續けたのである。

2

水の問題の解決は、既に述べたやうに、大正十三年竣工の保倉川を水源とする用水路建設によつて果された。この劃期的な事業は決定的に山田家の支配並に財の下に行はれた。但し、例へば部落における從來からの古田九町歩餘を所有する他部落の地主Eの執拗な反對とは對照的に、山田家がこの負擔を甘受したといふことは、何等地主的利害を超えた行爲ではなかつた。何故ならば、耕地整理並に開墾は、山田家の部落内所有地を畑・山林原野から水田に轉化せしめたが、そのことはまた山田家の小作料收入の飛躍的な増大を結果するものであつたからだ。例へば、田澤部落からの山田家小作料收入は次表の變動を示してゐる。

耕地整理前		耕地整理後	
明治四十五年(前年産米)	大正五年(前年産米)	昭和十年(前年産米)	昭和十五年(前年産米)
米	一七・二石	一七・二石	三二・八六六
雜穀	五・三石	四・六石	一
田	一 等	不明	一石〇五升
	二 等	九斗五升	一石〇二升
	三 等	六斗	九斗九升
畑	一 等	三斗七升	田 四等
	二、三 等	三斗	九斗三升
岡崎、福岡畑		三斗	畑は従前の通り(米納)
		三斗	明治三六年頃より豆三斗となる

同様の事情は、岡澤部落反當小作料についてみられる。

現在 (反當收量については第三節を参照)

3

山田家における小作制度としては、郡内に廣く行はれる仲小作制と直接小作制の二つがある。「新潟縣中頸城郡是」に據れば、

「郡内一般ノ實況ヲ見ルニ地主ハ其所有スル耕地部落ノ重立ヲ選定シ之ニ土地ノ支配權即チ小作者トノ小作地

契約權ヲ與ヒ(ハ)以テ小作米納入小作地ノ異動ニ關スル一切ノ權利ヲ委任スル爲兩者ノ關係恰モ主從ノ如シ往年地主ハ支配權ヲ委任スル際報酬トシテ相當ノ土地ヲ給與シ或ハ一定ノ割米ヲ給シ來レルカ近時此風漸次衰ヒ(ハ)津有、吉川地方ニ於テ僅ニ行ハレツツアルノミ

「中小作者ハ地主ノ委任ニ依リ小作地契約ニ對シテハ殆ト地主ト同一ノ權利ヲ有スルヲ以テ地主小作者間ノ楔子タルノ觀アリ爲ニ小作者ノ保護獎勵ニ就テハ中小作者ノ力ニ俟ツモノ多キニ拘ラズ往々小作地不足ノ機ニ乘シテ隱然其權利ヲ濫用シ小作地契約ノ際不正ノ利ヲ占メ對者ニ多大ノ苦痛ヲ與ヘタル例ナキニアラサルモ」

仲小作成立の一つの契機として、上の如く、地主が「部落ノ重立ヲ選定」する場合(仲小作制を採る地主は所有規模からいつて賃借價格一萬圓以上、略三〇町歩以上のものといはれる)が擧げられるのであるが、このことは更にその重立と地主との關係の端緒が數代にさかのぼり純粹封建制下のうちに求められる場合と維新以降の時期に求められる場合とに區別される。前者における支配從屬關係は正に典型的に封建的隷從關係であり、後者における支配從屬關係は前者を模倣したものと云ひ得やう。乍然、また、二つのものは本質的な共通性を擔つてゐる。即ち何れの場合に在つても、仲小作と又小作との經濟關係は、階層隷從的身分關係によつて裏づけられてゐることである。この點に本質的の共通性が在るが故にこそ、既述の模倣が現實に可能となるのだ。既述、保倉家の事例は前者に屬し、山田家の事例は後者に屬する。なほ、仲小作は次の如き留保小作權として成立する場合がある。

「新潟縣下、中小地主が破産せるため大地主に自己所有の土地を賣却し小作權は自己に留保して中小作人となり、小作地は從來の小作者に又小作せしめて其の間、間米又は利米と稱して中間利得を取得し又之が權利を賣買してゐるものがある。」(野村岩夫「慣行小作權に關する研究」)

一般的に云つて、仲小作の成立は、仲小作者が自己の土地(所有たると占有たるとを問はず)を地主に讓渡(賣却、擔保流等)する點を直接的動機とするであらう。更に、仲小作の現實的な展開を規定するものは、農村内部のヒアアルキー自體であらう。そして、より基本的には、仲小作の成立とその現實的展開は、現行土地所有關係の歴史的發展段階に依つて規定せられる。

岡澤部落における山田家の中小作には次の二系統がある。

- 山田一 番頭 三名 (田澤部落)
- (内一名は親戚) No. 三 (仲小作) 同部落民 七名
- (何れも地主) No. 一 (仲小作) 兩部落民 一六名

No. 三及 No. 一が山田家の仲小作になつた時期を確定することは出来ないが、略々明治初葉乃至中葉に屬するやうである。(家として二代乃至三代に亙る)。仲小作の中間利得には、小作料の一分乃至一分五分に當る額を又小作から徴收する外(支配給と稱す)、「トウド」と稱して農繁期その他必要に應じて賦役勞働を課すること、(農繁期に反當一人乃至三人につき田植、田草取又は査刈等の勞働に従はせる)、又、地主から優先的に一等田を借

入しうる権利がある。併し、No.三 No.一の場合においては、現在、支配給の點は全く廢止せられ、「トウド」の點も、屋根葺等の結労働に際し先づ初めに自己の家根を葺かしめるといつた態で残されてゐるにすぎず、そのままに存続してゐるのは生産性の高い耕地を借入れ得てゐるといふ特權だけである。但し、岡澤部落以外のところでは、依然として支配給、トウド等に關する事例を多く見出しうるのであつて、寧ろ岡澤部落の事例は例外に屬するやうである。

右の内 No.一の方は二、三年前仲小作を辭し支配下の又小作はすべて山田家直接小作となつた。乍然、地主が重立を通じて小作人を統御する方式は慣行的に存続してゐると見做さるべきであらう。事實、既述の仲小作が享有しうる諸權利のうち、「トウド」をとり又働先的に結労働に依存しうる等のことは、仲小作たる以外にオーヤ合 No.三ともいままなほ No.一が召致されることになる。オーヤ合 No.一への階層身分的隷從關係を基抵に中小作―又小作の從屬關係がうち立てられ、オーヤ合 No.一への階層身分は隷從關係を媒介として、大土地所有は對部落的關係としてあらはれる。かくて岡澤部落は、かつての天領における代官の代りに、いままや山田家によつて「年貢」を課せられるのである。地主のために「年貢」を確保することは仲小作の重い責任に屬し、「年貢」の確保せられる限り年貢のどの部分が何人によつて負擔されるかは地主―並に仲小作にとつてさへ―些したる問題ではない。従て、小作人相互の間に小作地の交換が行はれるやうな場合も時々起り得るのであり、また慣習的に

も許容され來つたのである。

小作契約の様式は山田家と仲小作乃至直接小作の間では文書―水入證(註)―に據り、仲小作と又小作の間では口頭に據る。契約期間は水入證に五ヶ年とあるが、文書の書換は耕地整理の際行はれたまゝであるから全くの形式に過ぎないわけである。

(註) 前掲「新潟中頸城郡是」に據り水入證の書式を例示すれば次の通りである。

「自分儀今般貴殿ヨリ別紙土地表示目録書(字、地番地目、反別、小作米ヲ記載シタルモノ)記載ノ土地小作受仕リ候ニ付テハ左ノ事項ヲ契約仕候

- 一、小作米ハ別紙土地表示目録書記載ノ通何筆合計何石何斗何升何合何勺ナルコト
 - 二、右小作米ハ其年十二月二十五日限り貴殿ノ藏所又ハ御指圖ノ場所へ完納シ聊カ遅滞セザルコト
 - 三、右小作米ハ本縣生産検査並ニ(何)合格米何重皮俵裝ナルコト
 - 四、若シ不合格ニテ納メタルトキハ四斗入一依ニ付キ二升以上ノ割増米ヲ納入スルコト
 - 五、右小作地ハ決シテ轉貸セザルコト
 - 六、右小作地ノ地目ハ勝手ニ變更セザルコト
 - 七、右第二項乃至第六項ノ内何レノ項ニテモ違約シタルトキハ直ニ小作解除ヲナサル、モ異議ナク返地可仕
- ハ勿論其他貴殿ノ御都合ニテ何時返地御請求ナサル、モ異計ナク返地可仕コト
- 右債務事項本人保證人共連帶ニテ履行仕リ貴殿ニハ聊カ御迷惑相掛ケ申間敷候爲其土地小作證書依テ如件

年 月 日

何郡何村大字何	何郡何村大字何
小作人	何
同	同
保証人	何
何	某
某	殿

2に記載した岡澤部落小作料は、山田家の場合にも適用せられる(本部落では、契約小作料と實納小作料が合致してゐる。)現行小作料の地目別等級別反當額はそこに記した通りであるが、他の諸點を附加すれば、まづ、小作料の標準は三等米に置かれ、四等米又等外で納入の場合は、前者に對して五合、後者に對して二升乃至一升五合の罰米が課せられる。逆に上級米で納入の場合は、それと三等米との公定價格差だけ獎勵金が給與される。俵は從來單式を以てし之に繩と俵を附して納入したが、昨秋の米穀國家管理實施と共に複式を以て納入を要することとなつた。その際、從來支給されて來たロール賃當一〇錢が一五錢に増額されたが複式料は別に出ない。従てこの俵裝上の變化は複式俵裝のための勞働擔當者を、地主雇傭の人夫から小作人に轉化せしめることに依つて、地主にとつて不尠負擔の軽減を意味した。但し、ロール賃支給は、四等乃至等外米の納入に對しては適用さ

れない。

小作米の納入は、昭和七、八年迄は、各小作人が直接山田家倉庫へ搬入したが、その後は地主がトラツクを利用して農家庭先から直接收納してゐる。この場合、運賃は何れも地主が負擔する。

岡澤部落農民が山田家に納入する小作米の等級別割合は、通常、三等米五割五分、四等米四割、等外米五分といはれる。(岡澤部落生産米の六割は四等米といはれる)。従て、山田家の三等米を標準とする罰米規定は事實上の小作料引上げを結果してゐることを知る可きである。

災害等に因る減免は、地主が各筆見立を基礎にその度合を決定するが(明治三〇年及三八年には水害、病虫に困り皆免が行はれた例あり)減免額は地主の帳簿の上では小作人の負債といふ形をとつて殘存する。

最後に、山田家の小作人に對する「濫情」的經濟外強制に關して、山田家はみづから次の如き「法律」的規定をもつてゐる。

至善會規則

- 第一條 當家小作人ニシテ▲年額五石以上ヲ納ムル者ヲ本會員トス
但シ小作人ノ義務ヲ怠タル者ヲ除ク
- 第二條 本村大字百間町諏訪湯口上宮原ノ小作人ハ年額米二石以上ヲ納ムル者ヲ以テ本會員トス
- 第三條 本會員或ハ其家族ニ左ノ六項ニ對シ別紙ノ規定ニヨリ金品ヲ贈ルヘシ

- 一 養 老
- 二 育 兒
- 三 兵 役
- 四 癩 疾
- 五 香 典
- 六 火 災

第四條 本會員ニシテ左ニ相當スル者ニ金品ヲ贈ル事アルヘシ

- 一 業農ヲ勉勵シ年々良米ヲ納ムル者
- 一 家内和合シ且ツ行狀他ノ模範タル者

第五條 本會員ハ別紙備荒米金規定ニ從フヘシ

明治四十一年七月一日

山 田 辰 治

▲ 五石以下の小作人は「温情」の外に放置される。乍然、これらの層も亦、他商において、例へばオーヤ・コマへの隷従關係を通じて部落内における「温情」の對象となる。「温情」の階層的秩序。

養 老

第一條 本村在籍現住者ニシテ滿七十年以上ノ者ニ年々金貳圓ト物品ヲ贈ル ▲

第二條 贈金品ノ日ハ五月十五日男ハ十一月三日トシ戸籍ノ證明ヲ要ス

第三條 本村外ノ至善會員家族ハ此規定ニ依ル

明治三十六年一月二十二日

▲ 物品は饅頭五個、之に對する返禮として、小作人はローソク五本を持參するといふ風景が展開される。

育 兒

第一條 至善會員ニ同居家族中左ノ二項ノ場合ニ年々金五圓ヲ贈ル

- 一 小學校ニ通學スル者三人以上ノトキ
- 一 十五年未滿ノ者五人以上アルトキ

第二條 贈金ノ日ハ毎年八月一日トシ前條ノ二項重複スル時ハ其一ヲ採ル

第三條 第一條ノ第一項ハ學長ノ證明ヲ要シ第二項ハ戸籍證明ヲ要ス

明治四十一年七月一日

兵 役

第一條 至善會員又ハ其相續人ニシテ現役ニ從事スル者ニ年々金五圓ヲ贈ル

第二條 贈金ヲ受ケタキ者ハ隨時ニ村長ノ證明ヲ持參スヘシ

第三條 戰時ニハ別ニ規定スル事アルヘシ

明治四十一年七月一日

癩 疾

第一條 至善會員又ハ其同居家族中丁年以上ニテ癩疾不具ノタメ生業ニ堪ヘサル者ニ年々金貳圓ヲ贈ル

第二條 贈金ノ日ハ八月一日トス

第三條 贈金ヲ受ケタキ者ハ指定ノ醫師ノ診斷書ヲ持參スヘシ許否ハ内規ニ依ル

明治四十一年七月一日

香 典

第一條 本村在籍現住者丁年以上ノ死亡者ニ金貳圓ヲ贈ル

第二條 贈金ヲ受ケタキ家族ハ死亡後二週間内ニ火葬認證書ヲ持參スヘシ

第三條 本村外ノ至善會員家族ハ此規定ニ依ル

明治三十五年十一月十五日

火 災

第一條 至善會員ノ住宅ニシテ火災ニ罹リタル時ハ金三十圓以内ヲ贈ル

第二條 左ノ二項ノ場合ニハ前條ヲ用キス

一 住宅ノ全焼ニ至ラサル時

一 故意ニ出テタル時

第三條 贈金ヲ受ケタキ者ハ罹災後二週間内ニ申出ツヘシ

明治四十一年七月一日

至善會備荒米金規定

第一條 本會員ハ年々米一斗以上ヲ備荒米トシテ當家ヘ預ケ入ルヘシ

第二條 前條ノ米ハ年六分ノ利米ヲ付シ複利積算ノ上二石ヲ極度トス

第三條 備荒米 石ニ達スル時ハ其利米ヲ年々ノ小作米ニ受入ル、者トス

第四條 凶作ノ年ニハ各會員ノ備荒米ヲ拂戻シ且ツ同額ノ十割以内ヲ貸付クル事アルヘシ

但貸付米ハ返済ヲ三ヶ月以内トシテ利子ヲ免除ス

第五條 預リ米細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 備荒米二斗以上ヲ預ケ入レン者ニ郵便貯金基金トシテ切手ニテ一圓ヲ贈ル

第七條 滿五ヶ年毎ニ前條貯金ノ通帳ヲ一覽シ成績佳良ト認ムル者ニ更ニ切手ニテ一圓ヲ贈ル

明治四十一年七月一日

(2) 部落農民相互間における小作關係その他

先に、土地所規模並に生産規模の視點から、岡澤農部落民は、A・B・C・Dの四群に分類されたが、部落農民の階級的存在を貫く偏倚的傾向は、更に、農民のもちうる寄生地主的側面のあらはれ方を通じても亦確認せられる。

I		II	
農家番號	貸付面積	貸付者	小作者
A▲三	四二・五反	▲三、五	
A▲一〇	二六・八	▲一、▲二、▲四、▲五、▲六、▲七、▲八、▲九、一三、一五	
B▲九	二・七	▲七	
B▲一一	二・二		
B▲二五	二・一		
B▲四	一・八		
C▲一八	一・〇		
C.D	〇		
山田	一・二三・七		
殘餘ノ一八戸			
			一四、一五、一八

農家番號	貸付面積
▲二〇	一、八、▲九、一一、一三、一四、一五、一七、一八、▲二〇
▲二一	▲九、▲一〇、▲一一、▲一二、▲一三、▲一四、▲一六、▲一七、▲一八
一八	一一
▲二五	一六、一九

註 ▲はオーヤ

△は當該地主(オーヤ)のコマへ又準コマへ、オーヤ・コマへ隷従關係が土地所有關係によつて支へられることを示す。

表示に據れば、貸付面積の點でも、A・B・C・D四群の間には、明白な開差がまさに不均衡的に示される。即ちA群の二戸は二町歩及乃至四町二反の貸付面積を有するに對し、それに次ぐB群の五戸は僅かに一反八畝乃至二反七畝の貸付面積を有するに過ぎない。更に、C・D二群を構成する一九戸に至つては、一戸を除いて全く貸付の餘地を持ち得ないである。この様に、相對的に大きい生産規模が相對的に大きい寄生地主的側面のうちにみづから

の支柱を見出すといふ、日本型土地所有關係によつて規定せらるゝ一般的傾向は、農民の所有耕地の擴大が、生産規模の經營的發展ではなくして、該農民の寄生地主化を導出するといふ、日本農村における階層分化の型に照應するものである。

右掲(2)表は、農民の寄生地主的面に繫屬する小作農民を數的に示すと共に、小作關係と身分階層的隷従關係の系列的な繫りを併せ示してゐる。(一、岡澤部落における階層隷従關係参照)

之らの小作關係における小作條件は、ロール賃を支給しない點を除けば山田家の場合と同様である。なほ、No.

(44)

三の寄生地主的な面には、また高利貸的の面が附加してゐる。その部落農民に對する貸付額は最高六〇〇〇圓に及び現在もなほ千數百圓の債務を有する。貸付利率は、封建的の温情を示す無利子を最低とし、最高二割に達するのであつて、擔保流れば、こゝにあつても小規模なる土地所有集中の一つの契機をなしてゐるのである。

二、岡澤部落における身分階層的隷従關係

先づ、一般的把握のために、左の引用に據らう。

「日本では面積は小さいのでありますが、極めて多くの山脈が東西南北に連つてゐる。恰も骨骸部のやうなものをなし、この骨骸に依つて區劃された一區劃ごとに雨量も異なり、地味地質も異なると云ふやうに頗るヴァライエテイーに富んでゐるのであります。眼に立たないやうな小さな半島でさへ以上の條件を備へてゐて、全體として自然的條件に於て變化が多く、從てこのやうな自然的な區劃を基礎にして例へば農工を分離することは相當容易でありまして、その一區劃だけを一體して組上げることが容易であり、且つその區劃の中で再生産を行ふと云ふ組立が造り上げ得るのであります。これらの小さな區劃を基礎として嘗ては藩が形成されてゐたのであります。そして經濟總循環的な總過程として藩の兼併と云ふやうな政治的現象が現はれてくるのであります。幕府の如きも亦そのヒールキー體系の基礎として藩を基礎にしてゐるのであります。これが徳川封建期に於ては典型的な封建要素として大名諸侯、家老、藩士と云ふやうに上から下まで確然たる階層をなしてゐるのであります。こ

の關係を決して單なる名目的なものではなく、上の者程大なる地行を持つと云つた土地支配の封建主義をなしてゐるのであります。この末端に農民がくるのであります。この農民も地主、百姓、水呑百姓、馬子と云つたやうに矢張り身分的に確然たる階層を形作つてゐるのであります。この典型的な封建秩序の基礎を維持する根本原則をなすものが即ち長子相續制であります。即ちこのヒールキーを貫く線として長子相續制があるのであります」(北滿合作)

「父子相續制——子相續制は日本に於ても、ドイツに於ても、封建制の確立に於いて徐々に農民家族の中に形成されて行つた。日本やドイツの如き封建社會にあつては、直接生産者たる農民家族の一定の小土地占有は封建的身分制による一個の體統制の成立の基礎をなすものであり、個人所有の生涯による農地の分割相續——均分相續はかゝる社會にあつては行はれ得ず、一子相續として農地占有は農民家族によつて保有されねばならなかつた。農民家族内部に於ける長子の優位の發生はこゝに基礎を置いてゐるのであり、從つて日本に於ける如く農民家族の分家が行はれる場合にあつても分家は本家民の隷従となつて現はれねばならず、こゝに所謂「家内賦役制」——が血族分家の結果形成される根據をもつてゐるのである。(滿鐵調査月報二〇ノ一一、S・七二「北滿農村に於ける家族共同體の形成と辭體」廣田豪佐)

(45)

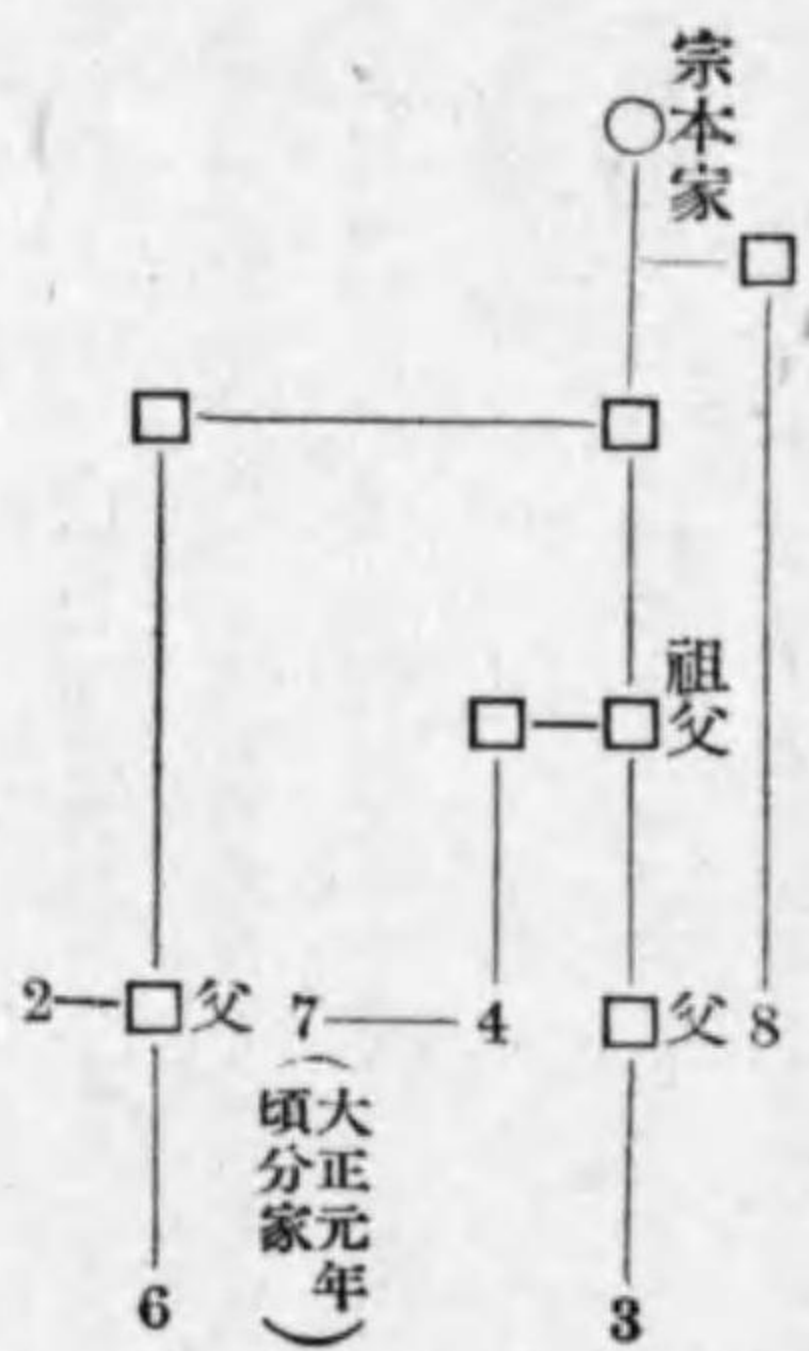
「かく徳川封建制下の特徴は、一つ家の内に居住する者以外に召使をも「一家」のうちに包含せしめて家族員とし、戸主權をも覆ふ家父權の強大なる支配であつた。」(早稻田商學——我が邦における家族制度の研究に就て)

入交好脩

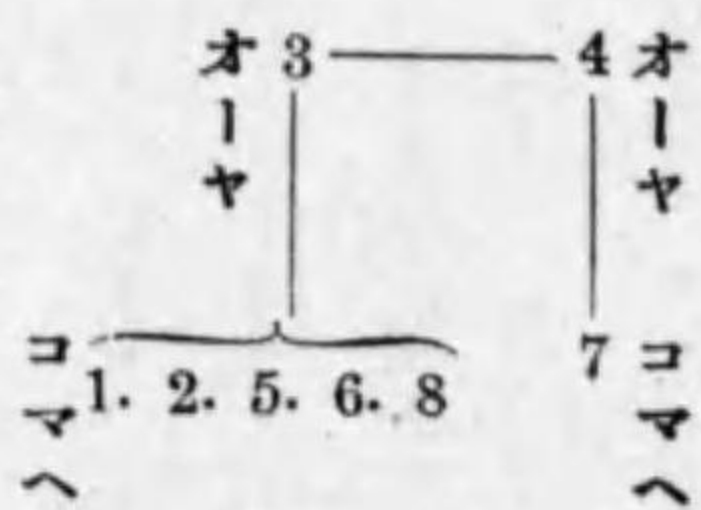
岡澤部落における身分階層的隷従関係は、オイヤ・コマへの間における主従関係によつて表現せられるが、それは基本的生産条件に対する支配関係を基抵とするところの本家、分家の血縁間における従属関係を本質とする。こゝに部落内における社会秩序の中核が存すると共に、遅れて移住せる血縁外の農民をもその秩序のうちに組入れるに至つたのである。

オイヤ・コマへの従属関係が長子相続制の貫徹に照應するものであることは、下掲、系譜の明示するところであらう。

田澤新田部落 No. 3 家系譜

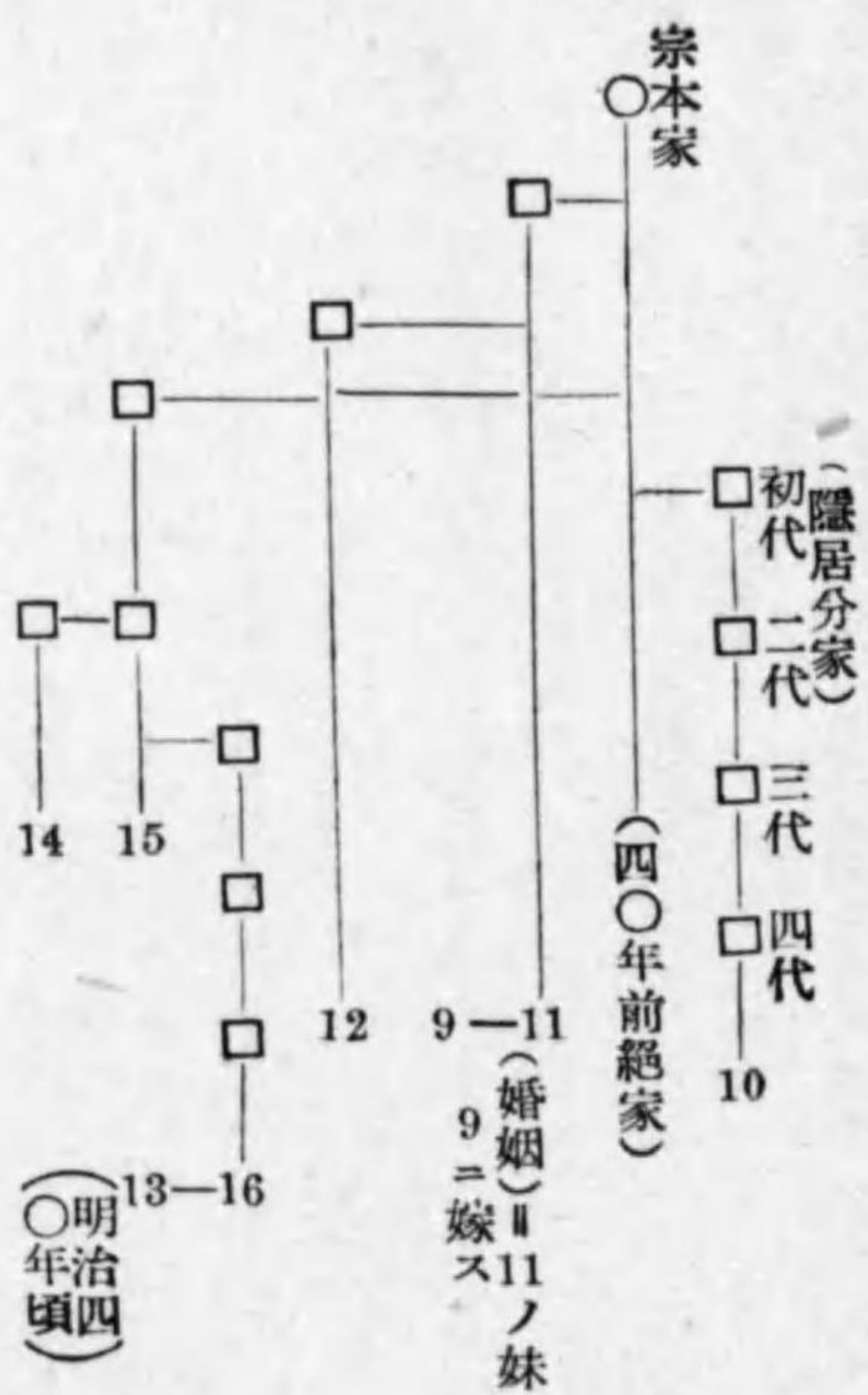


(註) 農家番號5, 8は移住者、何れも明治初年來住、現在三代



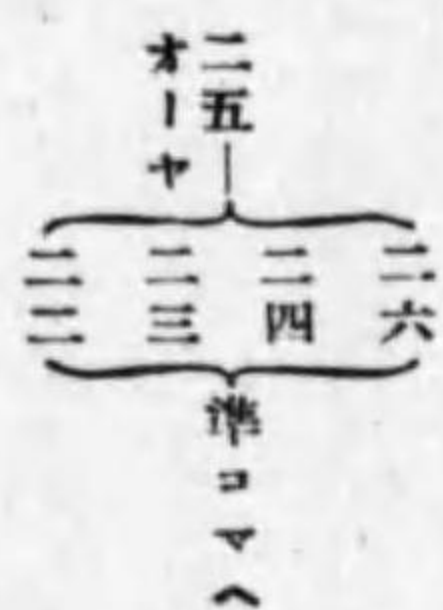
(註) 2, 4, 6, 7は3と同性。4は3の準コマへ。

岡崎新田部落 No. 11 家系譜



(註) 9及10はコマへを有せざるオイヤ。12 13 14 15 16は11と同性。

福岡新田部落



(註) 二〇はコマへを有せざるオイヤ。

二五の本家は、明治三六年頃北海道に移住。

以上、本家、分家の線に沿ふてオーヤ・コマへの関係が成立する點は明らかであるが、この隷従關係は、また、土地所有關係を通じて經濟的に上位、下位の關係をも示すものである。尤もこの二つの關係の相伴は、すでに田澤新田部落を別にすれば、多かれ少かれ崩壊を示しつつある。例へば、福岡新田部落にはオーヤ、コマへの典型的關係はみられないが、オーヤの二五は經濟的にも微力にすぎない。オーヤ・コマへの關係は本家、分家の關係に沿ひつゝ、而も土地所有關係を決定契機とするといふことは、他面において、土地所有の擴大を通じて任意の農民がオーヤ層に参加しうることを意味する。總じてコマへなきオーヤにはかゝるものが屬するであらう。「オーヤブルマヒ」といふ慣行は、この様ないは、成上りのオーヤの披露を指してゐる。かくて部落に現存する七戸のオーヤ層は、部落農民の社會的生活を支配しつゝある。彼等は寄合ひ且つ「申合」せる。乍然彼等以外の農民、一九戸のコマへ層は、單に、「申渡」されるにすぎない。命令するものと服従するものと、かゝる對線を成立せしめるものは、純粹封建の昔より現在に迄貫徹せるヒールアルキーの存在に外ならない。農民のオーヤ、コマへの呼稱に對し、寄生的大土地所有者はダンナと稱ばれる。大土地所有者、山田家は、代表的なオーヤを仲小作とすることに依つて、整然たる部落支配の様式を確立する。その更に完成せる様式として既に觸れた通り、津有村の保阪家の事例が挙げられる。

身分階層的隷従關係と經濟的支配關係の相伴については、前節に掲げた土地所有關係並に生産規模に關する諸表が明白に示してゐる、再録の煩を省く。

最後に、後に掲げる天和三年（西歷一六八三年）における「田澤新田村御檢地水帳」に據れば、當時の田澤新田部落は、本百姓四戸、田方十一町四反四畝十九步、畑方十一町六反四畝十步、屋敷一町一反二十三步、高二百十六石六斗八合を有し、内、現在のノ。三の祖先といはれる八左衛門分は田畑屋敷合十五町九反八畝八步、高百四十八石二斗五升四合三勺にのぼる。之に對する貢租は、明和元年（西歷一七六四年）において、米十五石三斗八合九勺、大豆一石四斗一升一合五勺、永二貫三百五文五分六厘その他とある。この額は保倉川の氾濫による川缺を事由に、高百三十一石六斗七升と若干の見取場收量に對して課せられたものであるが、租率の低位を示すといひうる。かゝる低位を規制するものとしては、新田と天領の二條件が挙げられるであらう。貢租關係におけるこの特色は、封建制の下において地主、小作關係の成立を可能ならしめる決定的な因子をなすものであつて、事實、上に記した八左衛門の耕地面積は、當時における勞働力構成からいつて、その下における小作關係の展開を充分に豫想せしめるのである。「村中大小百姓入作之者迄不殘立會無高下割合」（明和元年「申御年貢上納割附之事」）の達は、部落内の身分階層的分裂を語つてゐる。檢地帳に除外された小作農民は、血縁別居の經路を辿り或ひは血縁外の入作を通じて、この時期にすでに或る形成の段階に立つてゐたと解しうる。

かくて、身分階層的隷従關係は、ながい歴史的傳統に支へられつゝ、現在に到るまで、環境的な壓力を以て、部落農民の存在様式を規制してゐる。

三、農業生産・流過程に関する指標

本稿は、調査方法の制約上、部落農業再生産に關して、農民經濟の視點から追及することを獨立的な課題となし得ない。又、この部落の共同作業を中心とする労働過程に關しては、豫め斷つた如く、既刊の資料に叙述を譲つた從て、本節においては、從來の叙述に對する參考的指標として、生産・流過程に關する二、三の表に掲げるとしめる。(何れも時期は昭和十五年)

農家番號	米 生 産 量				販賣量 石	購入量 石	米の商品化率 %
	水 稻	陸 稻	米生産量 石	小作米收入 石			
B 一	10.8	3.9	14.7	1.2	13.5	4.8	62.0
C 二	27.9	3.4	31.3	2.9	28.4	3.4	66.4
B 三	22.1	10.0	32.1	?	22.1	9.9	66.0
C 四	8.8	8.7	17.5	2.8	14.7	6.8	10.7
C 五	3.6	4.6	8.2	1.7	6.5	2.5	10.0
D 六	3.2	3.8	7.0	1.2	5.8	7	10.0
D 七	1.7	1.1	2.8	0.9	1.9	6	11.0
D 八	3.3	4.0	7.3	1.3	6.0	3.3	77.8
B 九	9.3	5.0	14.3	7.7	6.6	7.7	74.8

農家番號	米 生 産 量				販賣量 石	購入量 石	米の商品化率 %
	水 稻	陸 稻	米生産量 石	小作米收入 石			
A 一〇	27.8	3.8	31.6	7.0	24.6	7.0	82.0
B 一一	11.7	3.8	15.5	1.1	14.4	3.0	74.7
C 一二	3.8	0.2	4.0	1.1	2.9	1.0	31.8
C 一三	3.2	1.0	4.2	1.3	2.9	1.3	31.1
C 一四	3.2	0.2	3.4	1.4	2.0	1.4	33.8
C 一五	3.8	3.1	6.9	1.7	5.2	1.7	33.8
C 一六	3.9	0.2	4.1	6.9	8.7	2.8	25.7
D 一七	1.7	1.1	2.8	6.9	7.0	0	77.0
C 一八	3.8	0.2	4.0	2.2	1.8	6.0	68.0
C 一九	2.2	0.2	2.4	2.4	4.6	1.6	26.8
C 二〇	3.6	2.8	6.4	1.1	5.3	1.8	41.8
D 二一	1.1	0.6	1.7	2.6	3.7	2.6	33.2
C 二二	3.1	2.3	5.4	7.4	10.8	2.9	29.8
C 二三	4.5	0.2	4.7	1.9	2.8	3.7	37.8
D 二四	1.8	0.3	2.1	6.8	8.9	6.8	44.8
B 二五	4.0	3.0	7.0	1.8	5.2	1.9	44.8
D 二六	1.7	0.2	1.9	1.9	3.8	1.9	39.9

農家番號	生産量	販賣量	商品比率
一	0.81	C.入	10.0
二	0.82	B.0	11.2
三	1.12	M.0	2.2
四	1.17	1.1	6.8
五	1.2	K.1	100.0
六	0.22	0.2	6.8
七	0.11	0	0
八	1.11	0.2	11.2
九	2.3	11.0	17.2
▲一〇	1.31	11.0	16.2
▲一一	1.32	11.0	16.2
一二	0.7	B.0	8.2
一三	0.8	0.2	12.2
一四	0.6	11.0	16.2
一五	1.10	11.0	16.2
一六	0.7	0.2	6.2
一七	0	0	0

農家番號	水稻反當收量	小麥生産量	農家番號	水稻反當收量
B ▲二五	2.9石	2.82	D 二六	2.6石
C 二三	3.35	2.86	C 二四	2.84
D 二一	2.67	2.54	C 二二	2.96
C 一九	2.79	2.52	C ▲二〇	2.78
D 一七	2.67	2.67	C 一八	2.76
C 一五	2.79	3.42	C 一六	2.71
C 一三	2.85	2.79	C 一四	2.81
A ▲一一	2.85	2.79	C 一二	2.82
D ▲九	2.79	2.85	A ▲一〇	2.94
D 七	2.79	2.85	D 八	2.63
C 五	2.67	2.79	C 六	2.97
A ▲三	3.35	2.67	B ▲四	2.84
B 一	2.9石	2.9石	C 二	2.66石

二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
			二〇八・〇				八・五三	三〇八・〇	八・五三		三〇八・〇	三〇五・〇	三〇八・〇	三〇八・〇		八・五三	
六	三	〇・六	七	二	一	三	六	五	五	五	五	一〇	三〇	三〇	五	二	
二四八・七六	二四〇・六	二六・三	二九〇・三	八・〇	二七・〇	二四・六	二四八・七六	一〇七・〇	一〇七・〇	二七・〇	二七・〇	四四・〇	八九・〇	四四・〇	二〇七・〇	八・五三	
三	五		三		二					五		一〇	〇	二	七		五
四九・三	二四〇・〇		三三・七		八・七三					一〇五・〇		四八・〇	三三・〇	六三・〇	二六・〇		二〇五・〇
〇・四	〇・八		〇・八		一・三	〇・八	二	〇・四	〇・八	〇・八	〇・八	一・三		一・三	一・三		
一八・四六	三六・九三		三六・九三		五五・九三	九三・三	三六・九三	八・四〇	三六・九三	三六・九三	三六・九三	五五・九三		五五・九三	五七・九三		
一八・四	八・八	〇・四	一五・八	二	七	七・八	二	七・四	七・四	一〇・八	一〇・八	二七・三	五〇	三三・三	八・三	四	五
七五七・五	三六・六	三六・六	六八・三	八二・九	二九八・四	三三・四	四八・八	三〇九・八	四四八・五	四四八・五	二二二・一	三三三・八	三三三・八	三二・六	一六六・四	三〇五・〇	三〇五・〇

四〇七

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八										
0	二・七	〇・〇	〇・六	一・五	一〇・三	二・三	〇・八	一・三										
0	二・二	0	〇・〇	一・〇	0	二・二	0	一・五										
0	六・八	0	0	六九・九	0	六〇・九	0	六・四										
五	四	三	二	一	農家番號	雜並上(二等米)	雜並三)	並下(四)	毛手並下	計								
四	七	五	二	一	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額
二七・〇	二九・三	三〇・〇	八・三	七石 二九・三圓	七石 二九・三圓	五石 五七・三圓	一〇石 四八・〇圓	〇八石 五九・九圓	三石 三三・〇	三三石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓	二八石 六四・一圓
一四八・三	八九・〇	八九・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇
一三	〇八	二	二	二	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓	〇八石 五九・九圓
八・三	三〇・八	六〇	七	七	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓
八・三	三〇・八	六〇	七	七	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓	三三石 六四・一圓

四〇六

農家番號	陸稻 數	陸稻 價額	小麥 數	小麥 價額	大豆 數	大豆 價額	小豆 數	小豆 價額
九	3	36.50	3	59.50	2	40.00	0.5	16.00
〇	3	36.50	0	0.00	1	35.00	0.5	16.00
一	3	36.50	0	0.00	1	35.00	0.5	16.00
二	3	36.50	1	16.80	1	35.00	0.5	16.00
三	16	67.80	0.7	30.70	0.8	28.00		
四	0.70x	29.78	2.2	62.70	0.8	28.00		
五	3	36.50	2	59.50	1.8	63.00		
六	0.6	22.30	0.6	17.00				
七	0.4	16.80						
八	1.4	59.00	1.4	59.00	1.4	49.50		
九	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
〇	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
一	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
二	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
三	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
四	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
五	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
六	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
七	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
八	2	73.00	2	73.00	2	73.00		
九	2	73.00	2	73.00	2	73.00		

農家番號	陸稻 數	陸稻 價額	小麥 數	小麥 價額	大豆 數	大豆 價額	小豆 數	小豆 價額
八	5	110.90	0.8	32.70	0.8	28.00		
七	2	73.00						
六	2	73.00	0.6	17.00				
五	8	37.40	1.4	29.70	0.8	28.00	0.2	7.00
四	8	37.40	2	59.50	2	73.00	0.4	16.00
三	10	73.00	3	98.70	2.2	77.00	0.4	16.00
二	5	110.90	0.4	12.70	1	35.00		
一	10	73.00	0.8	32.70	2.2	77.00	0.8	32.00

農家生産物販賣高 (ツヤキ)

計	3,570.28	1,626.60	3,750.00	1,700.00	6,624.00	933.00	4,300.60	1,769.70
▲二五	5	168.00	5	168.00	7	246.00	1	35.00
二六	1	73.00	2	146.00	2	146.00	4	146.00
二四	5	365.00	5	365.00	5	365.00	1	35.00

四〇八

番	里		玉		土木細個人生産		玉	
	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額
一	九貫	五八〇圓	二貫	三〇〇圓	三〇束	一五〇圓	一	一〇圓
二	七	二〇〇	四〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
三	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
四	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
五	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
六	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
七	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
八	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
九	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
一〇	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
一一	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓
一二	七	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	一	七〇	一	一〇圓

農家生産物販賣高 (ツツキ)

計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
九貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫	三貫
五八〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓	三六〇圓

農家番號	金肥購入		馬糞(大豆豊平バラ粕)		米		糠		數		養鶏飼料		農具舟先式鋤	
	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額
計	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一三	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一四	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一五	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一六	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一七	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一八	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一九	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二〇	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二一	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二二	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二三	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二四	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二五	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二六	〇	—	二〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇

農家番號	種				A 農業 賃 勞 働	稲 (富山より三斗) 一二・〇〇圓	蔬	菜 (農會より) 五〇・〇五
	水	石	特	加				
九	子	三	里	年	七・五五	大豆 粕	四・七五	
八		灰	一袋	〇・二五		特一號	四・六一	
七						特四號	五・二〇	
六								
五								
四								
三								
二								
一								

賃勞働日數
 二〇日
 三〇
 一五
 一〇
 五〇
 四〇
 一〇
 四〇
 〇
 五〇

從業者
 主人
 長男、次男
 三女(但、被備先親戚)
 長男、長男の嫁
 主人、養子
 長女
 親戚より
 母、長男

二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(註) 一、△は履働日數

長男
 妻、長男の嫁
 主人、妻
 主人、妻
 長女
 長女
 長女、長男の嫁
 妻
 長女
 長男、長男の嫁、長女
 長男、長男の嫁
 長男
 長女、長男の嫁
 妻、長男
 妻

計	女				男				計
	季節		通年		季節		通年		
	住	通	住	通	住	通	住	通	
	込	勤	込	勤	込	勤	込	勤	
	一〇	三	一	九	四	三	一五	一九	二七
	二〇	四	三	五	八	二〇	二九	三五	七
	二						三〇	三九	四四
	五			四	一		四〇	四九	四八
	二		一	二			五〇	以上	七
	四	七	四	二	一	三	計		
	八	七	四	二	一	三			

同年齢別 (昭一五)

四一七

季節	通年	女				男				計	
		季節		通年		季節		通年			
		住	通	住	通	住	通	住	通		
		女	女	雜	酒	雜	時	局	產	別	
		中	中	業	造	業	業				
		二七	六	三	四	七	五	二	昭和一二年		
		一五	三	一〇	一三						
		三五	七	三	五	〇	六	四	一三		
		二〇	四	一三	一四						
		四四	七	四	五	一五	四	九	一四		
		四九	七	四	七	一五	三	一三	一五		

出稼

B 農業外兼業労働

二、賃労働項目は田草取最も多く、稲蒔之に次ぎ、田植は最も少い。

四一六

一六	(一雜)																			
一七	(一雜)																			
一八(桶屋)	(一雜)																			
一九	(一雜)																			
二〇	(一雜)																			
二一	(一雜)																			
二二	(一雜)																			
二三(指物師)	(一雜)																			
二四(鐵道保線工夫)	(一鐵)																			
二五	(一鐵)																			
二六(大工)	(一雜)																			
計	(一雜)																			
(ツツキ)																				
二																				
一																				

四一九

年收

一五	(一雜)																			
一四	(一時局)																			
一三	(一時局)																			
一二	(一酒)																			
一一	(一酒) (杜氏)																			
一〇	(一酒)																			
九	(一酒)																			
八(木挽)	(一酒)																			
七(牛乳屋、乳牛四頭)	(一酒)																			
六	(一酒)																			
五	(一酒)																			
四	(一雜)																			
三	(一酒)																			
二	(一酒)																			
一	(一雜)																			

四一八

下 中 中 下 中 中 中 中 中 中 上 上 中 中 上
 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田

四反一畝二四步
 三反八畝一五步
 八反三畝步
 二反一畝一二步
 二反七畝一〇步
 三反二畝一五步
 四畝二二步
 二畝二二步
 五畝二五步
 一反七畝一五步
 八反四畝步
 五畝二二步
 八畝七步
 一反三畝一五步
 二反二畝二〇步

同 人
 同 人
 同 人
 八左衛門
 惣左衛門
 八左衛門
 同 人
 清兵衛
 同 人
 清兵衛
 同 人
 八左衛門
 惣左衛門
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人

上 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田

一反四畝一二步
 七畝二八步
 五畝一七步
 二畝一七步
 一畝一〇步
 一反五畝二二步
 二畝二二步
 二反一畝一五步
 七畝一一歩
 四反八畝一五歩
 五反四畝二九歩
 二反五畝二六歩
 七反一畝五歩
 六畝一五歩
 六反五畝一四歩

同 人
 同 人
 八左衛門
 同 人
 同 人
 清兵衛
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人
 同 人

中 中 中 中 上 上 上 上 下 上 上 上 上 上 上

畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑

九畝二步	三反一畝一六步	七畝二八步	五反一畝二二步	三反五畝二五步	四畝二四步	三畝一四步	一反九畝四步	二反三畝一〇步	九畝六步	四畝一〇步	二反四畝八步	一反三畝二八步	七反九畝五步	二反四畝一五步
同	惣左衛門人	同	同	同	清兵衛	同	惣左衛門	八左衛門	清兵衛	惣左衛門	同	同	同	八左衛門

中 中 中 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下

畑 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田

田小以一二町四反四畝一九步

三反六畝五步	八反三畝五步	一反四畝一四步	三反六畝一七步	二反七畝二二步	四畝步	二畝二二步	七畝步	二畝一八步	一二步	八反四畝步	六反二畝步	六畝二〇步	二反九畝一四步
惣左衛門	八左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

中	中	中	中	上	下	中	中	中	中	中	上	上	上	中
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑

五反二畝四步	四畝二〇步	二反三畝一〇步	一反九畝二四步	八反步	五反三畝二二步	二反六畝一〇步	四畝八步	二反五畝步	一反二畝二四步	二畝二一步	一反二畝一七步	二畝二二步	一反一畝二二步	四畝二四步
--------	-------	---------	---------	-----	---------	---------	------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------

同	同	八左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八左衛門	長重郎	同
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

屋	屋	屋	下	中	中	中	中	中	中	中	中	中	下
敷	敷	敷	芝畑	芦畑	芦畑	芦畑	萱畑	萱畑	萱畑	萱畑	萱畑	萱畑	畑

右之寄

畑屋敷小以上一町六反四畝一〇步

六反七畝一三歩	二反八畝一〇歩	一反五畝歩	一反六畝歩	五畝一八歩	一反歩	二反五畝歩	七反歩	八畝歩	四反九畝一二歩	七反六畝歩	七反六畝歩	二畝一七歩
---------	---------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	-----	---------	-------	-------	-------

八左衛門	惣左衛門	同	同	同	清兵衛	惣左衛門	八左衛門	惣左衛門	同	同	同	同	同
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

田方一町四反四畝一九步

分米一四九石七合

内

上田一町五反六畝步

分米二三石四斗

中田六町九反七畝二步

分米九〇石六斗一升九合

下田二町九反一畝一七步

分米三四石九斗八升八合

畑方一町六反四畝一〇步

分米六七石六斗一合

内

上畑三町二反五畝一〇步

分米二四石四斗

中畑三町一反二畝一八畝

一五

一三

一一

七ツ五分

五ツ

分米一五石六斗三升

下畑五反六畝九步

分米二石八升三合

下畑二反三畝一〇步

分米七斗

中萱畑二町九畝一二步

分米一〇石四斗七升

中芦畑一反一八步

分米五石五斗三升

下芝畑一反六畝步

分米四斗八升

屋敷一町一反二三步

分米八石三斗八合

田畑屋敷合二三町八畝二九步

分米二一六石六斗八合

三ツ七分

三ツ

五ツ

五ツ

三ツ

七ツ五分

高都合二一六石六斗八合
一四九石七合

内

六七石六斗一合

畑方

右者越後國頸城郡内田澤村御檢地被仰付六尺一分間竿を以
一反三〇〇步石盛位付帳面書記者也

新田
田方

天和三癸亥年五月 日

眞田伊豆守内

檢地惣奉行

木村縫右衛門

竿手大目付

小幡權之助

同役人

海野源左衛門

勘定方元々

郡司半右衛門

右文外餘地

一、屋 敷

一反一畝步

一、川 缺

三町三反五畝一八步

右の水帳を基礎とする名寄帳の主な内容を摘録するならば、

同役人

池村八丈夫

同役人

柳嶋左野右衛門

案内 庄屋

仁右衛門

案内 百姓

八左衛門

同所 同

長十郎

村中守之

白山權現境内

(80)

1、田畑屋敷合格五町九反八畝八步
此分米百四拾八石貳斗五升四三勺

内

上田 壹町五反六畝步

此分米貳拾三石四斗

中田 三町貳反四畝十四步

此分米四拾貳石壹斗貳升四合四勺五

下田 貳町九反壹畝拾七步

此分米三拾四石九斗八升八合

田小以七町七反壹畝拾八步

此分米米百石五斗壹升貳合四勺五

畑屋敷小以八町貳反六畝貳拾步

此分米四拾七石四升壹合九勺

分米合百石拾七石七斗四升壹合壹勺九

2、田畑屋敷合三町三反貳拾七步

八左衛門

四三二

清兵衛

(81)

此分米三拾三石八斗貳升九合九勺

内

中田壹町七反四畝貳拾四步

此分米貳拾貳石七斗貳升四合

上畑 壹町七反四畝貳拾四步

此分米三石七斗三升七合五勺

中畑 五反九畝貳拾步

此分米貳石九斗八升三合四勺

中芦畑 壹反五畝拾八步

此分米七斗八升

下芦畑 壹反六畝步

此分米四斗八升

屋敷 一反五畝步

此分米 壹斗貳升五合

畑屋敷小以壹町五反六畝三步

四三三

此分米 九石壹斗五合八勺
分米合三拾壹石八斗貳升九合九勺

8、田畑屋敷合三町三反六畝貳拾五步

内

中田 壹町六反七畝步

此分米貳拾壹石七斗壹升壹勺

上畑 貳反六畝貳拾八步

此分米貳石貳升

中畑 八反壹畝七步

此分米四石七升八合三勺

中萱畑八畝步

此分米四斗

中芦畑 貳反五畝步

此分米壹石貳斗五升

屋敷貳反八畝拾步

(宗)惣左衛門

此分米貳石壹斗貳升五合

畑屋敷小以壹町六反九畝貳拾五步

此分米九石四斗七升三合三勺

分米合三拾壹石五斗八升三合四勺

4、田畑合四反貳畝貳拾九步

此分米四石九斗四升四勺

内

中田 三反壹畑七步

此分米四石六升八勺五

上畑壹反壹畑貳拾貳步

此分米八斗八升

分米合四石九斗四升四勺

名寄帳のむすびに

「右之通上美守郷田澤新田村之御水帳を以名寄寫取反別併分米之義相違無御座候爲念(?)村中惣百姓連判任置
○仍如件

天和四年子二月

上美守郷田澤新田村

四三六

八 左 衛 門 判
 清 兵 衛 判
 宗 左 衛 門 判
 長 十 郎 判

次に明和元年（西歴一七六四年）乃至天保十五年（西歴一八四四年）の八十年間における貢租關係の動態を、
 年貢割附又皆濟目錄によつて指標しやう。

明和元年（割）

辰ヨリ申迄五ヶ年定免

一、高二一六石六斗八合

此 譯

十石一斗八升二合 田方

此取米一石七斗九合

一三八石一斗九升五合 田畑成

小以五七石四斗八升二合

明和元年（皆濟）

高二一六石六斗八合

一、米一五石六斗八升一合 本途見取

内 七斗七升一合 見取

此 譯

米 五石五斗二升七合 三分ノ一金納

此代永一貫八百五十四文四分

但 金一匁ニ付二石八斗一升八合六勺六才

殘 八七石一升三合

此取米八石一升七合

内五升四合當申起返米

六七石六斗一合 畑方

小以二七石四斗五升三合

殘 四十石一斗四升八合

此取米五石一斗八升四合

四升二合當申起免米

内三升一合當申免去米

三九石四斗九升八合

内此取米五石一斗四升二合

六斗五升 當申起返取下

此取米四升二合

取米合一四石九斗一升

内一斗七合 去米増

米二石五升九合七勺八才 願石代

此代永九五一文二分

但 金一匁ニ付二石六斗三升八合六勺六才

米 五石九斗六升三合一勺二才 減石願石代

此代永二貫二七七文二分

但金一匁ニ付二石六斗一升八合六勺六才

米 一石九斗八升一合一勺 米納

外

一、大豆 一石四斗一升一合五勺 大豆金納

此代永四九七文四分

但 金一匁ニ付二石八斗三升七合五勺五才

一、永二五三文五分 荏定金納

此荏二斗八升九合

一、永八七文二分六厘 胡麻定金納

此胡麻七升三合三勺

四三七

外

- 一、畑六反一畝二十步見取
- 此取米七斗一升一合 反二斗二升五合
- 一、米一斗三升 御傳馬宿入用
- 一、米四斗三升三合 六尺給米
- 一、大豆一石四斗一升一合五勺 定納
- 此代米七斗五合八勺
- 一、永一二五三文五分 荏代
- 此荏 二斗八升九合
- 此代金 一斗八升六勺
- 一、永八七文二分六厘 胡麻代
- 此胡麻 七升三合三勺
- 此代米 四升八合七勺
- 一、永一貫四二三文三分 小役
- 一、永五四一文五分 御藏前入用

四三八

- 一、一貫四二三文三分 小物成
- 一、米一斗三升 御傳馬宿入用
- 此代永四六文一分 但三分一同直段
- 一、米四斗三升三合二勺 六尺納米
- 此代永一五三文七分 但右同直段
- 一、永五四一文五分 御藏前入用
- 一、米四斗七升四勺 口米
- 此代永二〇七文二分
- 但金一匁二付二石二斗七升一勺八才
- 一、永四二文七分 口米
- 米 一石九斗八升一合一勺
- 九斗三升五合三勺 諸代米
- 納合 内 一石 御廻米
- 四升五合八勺 諸賣米
- 永八貫三三五文四分六厘

- 米 一五石三斗八合九勺
- 取米九斗三升五合三勺 諸代米引
- 大豆 一石四斗一升一合五勺
- 永一貫三五文五〇六厘
- 米四斗七升四勺 口米
- 外 永四二文七分 口米

外永六文九分 包分水

明和二年酉 (割)

明和三年戌 (割)

- 丙ヨリ午迄拾ケ年定免
- 一、高二一六石六斗八合
- 此 譯
- 田高 一〇石八斗一升二合
- 此石米 一石七斗一升四合
- 田畑成高 一三八石一斗九升五合
- 小以五七石四斗八升二合

- 丙ヨリ午迄十ケ年定免
- 一、二一六石六斗八合
- 此 譯
- 田高 十石八斗一升二合
- 此石米 一石七斗一升四合
- 田成高 一三八石一斗九升五合
- 小以 五七石四斗八升二合

四三九

殘 八〇石七斗一升三合
 此取米 八石七升一合
 畑高 六七石六斗一合
 小以 二六石三斗五升三合
 殘 四一石二斗四升八合
 此取米 五石二斗九升九合
 四〇石一斗四升八合
 内 此取米 五石二斗二升七合
 一石一斗 當酉起返
 此取米 七升二合
 取米合 一五石八升四合
 外
 一、畑六反一畝二〇分 見取
 此石米 七斗七升一合
 一、大豆 一石四斗一升一合五勺 大豆定納

殘 八〇石七斗一升三合
 此取米 八石七升一合
 畑高 六七石六斗一合
 小以 二五石二斗五升三合
 殘 四二石二斗四升八合
 此取米 五石四斗四升二合
 四一石二斗四升八合
 内 此取米 五石三斗七升
 一石一斗 當戌起返
 此取米 七升二合
 取米合 一五石二斗二升七合
 外
 同上
 同上
 同上
 四四〇

此代米 七斗五合八勺
 一、永二五三文五分 荏代定納
 此荏 二斗八升九合
 此代米 一斗八升六勺
 一、永八七文二分六厘 胡麻定納
 此胡麻 七升三合三勺
 此代米 四升八合九勺
 一、永一貫四二三文三分 小役
 一、米 一斗三升 御傳馬宿入用
 一、米 四斗三升三合 六尺給米
 一、永五四一文五分 御藏前入用
 一、米 四斗七升六合 口米
 一、永四二文七分 口米
 納合 米 一五石九斗五升八合七勺
 外 九斗三升五合三勺 諸代米渡

同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 同上
 納合 米 一六石一斗五合七勺
 外 九斗三升五合三勺 諸代米渡

大豆一石四斗一升一合五勺
永二貫三四八文二分六厘

四四二

明和三年 (割)

西ヨリ午迄十ヶ年定免

一、高二二石六斗八合

此譯

田高 一〇石八斗一升二合

此取米一石七斗一升四合

田畑成高 一三八石一斗九升五合

小以五七石四斗八升二合

殘高 八〇石七斗一升三合

畑高 六七石六斗一合

小以 一五石二斗五升三合

殘高 四二石三斗四升八合

大豆一石四斗一升一合五勺
永二貫三四八文二分七厘一毛

明和四年亥 (皆濟)

高 二二八石七斗五升三合

一、米一五石八斗二升五合 本途

此譯

米 五石二斗七升五合 三分一金納

此代米二貫九三一文二分

但 金一匁ニ付一石七斗九升九合五勺八才

米 五石四斗七升六合四勺顯石代金納

此代永三貫四六文一分

但 金一匁ニ付一石五斗八升

米 五石七升三合六勺 米納

外

此取米 五石四斗四升二合
取米合 一五石二斗二升七合

外

一、六反一畝二〇分 見取

此取米七斗七升一合

一、大豆 一石四斗一升一合五勺 大豆定納

此代米七斗五合八勺

一、永二五三文二分八厘 荏代定納

此荏 二斗八升九合

此代米一斗八升六合

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

此代米 四斗八合九勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米一斗三升 御傳馬宿入用

一、大豆 一石四斗一斗一合五勺定納

此代永七八〇文七分

但 金一匁ニ付一石八斗七合九勺一才

一、永二五三文五分九毛 荏代定納

此荏二斗八升九合

一、永 八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

一、永 一貫四二三文三分 小役

一、米 一斗三升一合 御傳馬宿入用

此代永七二文八分 但三分一同直段

一、米四斗三升八合 六尺給米

此代永二四三文四分 但三分一同直段

一、永五四六文九分 御藏前入用

一、米 四斗七升五合 口米

此代永三〇四文七分 〇

四四三

一、米四斗三升三合 六尺給米

一、米四斗八升 口米

一、永五四一文五分 御藏前入用

一、永四二文七分 口永

納合 一六石一斗五合七勺

外 九斗二升五合三勺 諸代米渡

大豆 一石四斗一合五勺

永 二貫三四八文二分七厘一毛

明和五年子(割)

酉ヨリ午迄十ヶ年定免

一、高二一六石六斗八合

此譯

田高 一〇石八斗一升二合

此取米 一石七斗一升四合

永四二文七分 口永

納合 米 五石七升三合六勺

九斗三升五合三勺 諸代米渡

三石三斗 江戸御上米

内 六斗四升 大阪御上糶

此糶 一石二斗八升

一斗九升八合三勺 御上米糶諸賃米

永 一〇貫一五二文五分七厘一毛

外 八文五分

明和五年子(皆濟)

高 二一八石七斗五升三合

一、米 一六石二斗九升五合 本途

此譯

米 五石四斗三升二合 三分一金納

此代永三貫九〇文

田畑成高 一三八石一斗九升五合

小以 五四石五斗六升五合

殘 八三石六斗三升

此取米 八石二斗一升七合

畑高 六七石六斗一合

小以 一二石一斗七升三合

殘 四五石四斗二升八合

此取米 五石五斗九升二合

檢見取

一、高二石一斗四升五合 皆畑 亥高入新田

此取米 七斗七升二合

取米合 一六石二斗九升五合

外

一、大豆一石四斗一合五勺 大豆定納

此代米 七斗五合八勺

但 金一匁ニ付一石七斗五升七合九勺一才

米 一斗四升六合五分 江戸實納代

此代永一六一文六分

但 金一匁ニ付九斗六合三勺四才

米 一石三升四合五勺 不熟米石代

此代永六五八文九分

但 金一匁ニ付一石五斗七升

米 八石七斗四升六合七勺 願石代

此代永五貫六四三文

但 金一匁ニ付一石五斗五升

米 九斗三升五合三勺 米納

外

同上

此代永七二三文五分

一、永二五三文五厘九毛 荏代定納

此荏 二斗八升九合

此代米 一斗八升二勺

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

此代米 四升八合九勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米一斗三升三合 御傳馬宿入用

一、米四斗三升八合 六尺給米

一、永五四六文九分 御藏前入用

一、米四斗八升九合 口米

一、永四二文七分 口米

米 一六石四斗一升七合七勺

納合 外 九斗三升五合三勺 諸代米渡

大豆 一石四斗一升一合五勺

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

納合 米 九斗三升五合三勺 諸代米渡

永一三貫二七四文四分一厘一毛

永 二貫三五三文六分七厘一毛

明和六年丑 (皆濟)

高二二八石七斗五升三合

一、米一六石七斗七升二合 本途

此譯

米五石五斗九升一合 三分一金納

此代永二貫四五三文四分

但金一匁付二石二斗七升九合七勺九才

米七斗六升六合 江戸賣納代

此代永八二八文四分

但金一匁付九斗二升四合七勺

米八石八升九合五勺 願石代

此代米五貫八七文七分

但金一匁付一石五斗九升

外 永一〇文九分 包分水

明和七年寅 (割)

西ヨリ午迄十ヶ年定免

一、高二二六石六斗八合

此譯

田高 一六石八斗一升二合

取米 一石七斗一升四合

田畑成高 一三八石一斗九升五合

小以 四九石三斗五合

殘 八八石八斗九升

此取米 八石六斗二升六合

內 二斗六升三合 起返米

畑高 六七石六斗一合

小以 二〇石二斗八升三合

米二石三斗二升五合五勺 米納

外

一、大豆 一石四斗一升一合五勺 定納

此永代 六三五文一分

但 金一匁二付二石二斗二合五勺

一、永二五三文五分九厘 荏代定納

此荏 二斗八升九合

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米一斗三升一合 御傳馬宿入用

此代米 五七文五分 但三分一同直段

一、米四斗三升八合 六尺給米

此代永一九二文一分 但右同直段

一、永五四六文九分 御藏前入用

殘 四七石三斗一升八合

此取米 六石四斗六合

一斗一升六合 起返米

內 七合 免〇米

檢見取

一、高二石一斗四升五合 皆畑亥高入新田

此取米 七斗七升二合

取米合 一六石一斗五升八合

外

一、大豆一石四斗一升一合五勺 大豆定納

此取米 七斗五合八勺

一、永二二三文五分九厘 荏代定納

此荏 二斗八升九合

此代米 一斗八升六合

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

一、米五斗三合 口米

此代永 二六三文七分

但 金一匁二付二石九斗七合一勺二才

一、永四二文七分 口米

納合 米 二石三斗二升五合五勺

米九斗三升五合三勺 諸代米渡

米九斗九升 大阪御上糶

內 此糶 一石九斗八升

米 三斗一升三合 〇〇御上米

米 八升七合一勺 諸賃米

永 一貫八七〇文五分七厘一毛

外 永九文九分 包分永

明和七年寅 (皆濟)

高二八石七斗五升三合

此代永 四升八合九勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米 三斗三升一合 御傳馬宿入用

一、米 四斗三升八合 六尺給米

一、永五四六文九分 御藏前入用

一、米 五斗一升五合 口米

一、永四二文七分 口米

米 一七石三斗六合七勺

納合 外 九斗三升五合三勺 諸代米渡

大豆 一石四斗一升一合五勺

永二貫三五三文六分七厘一毛

明和九年辰 (割)

酉ヨリ午迄十ヶ年定免

一、米一七石一斗五升八合 本途

此譯

米五石七斗一升九合 三分一金納

此代永三貫九一三文八分

但 金一匁付一石四斗二升一合二勺五才

米七石二升一合三勺 願石代

此代永四貫八一三文四分

但 金一匁付一石四斗五升九合

米四石四斗一升七合七勺 米納

外

一、大豆一石一升一合五勺 定納

此代永八二三文三分

但 金一匁付一石七斗六合四勺五才

一、永二五三文五分九毛 荏代定納

此荏 二斗八升九合

一、高二一六石六斗八石

此譯

田高 一〇石八斗一升二合

此取米一石七斗一升四合

田畑成高 一三八石一斗九升五合

小以 四九石三斗五合

殘 八八石八斗九升

此取米 八石六斗二升六合

畑高 六七石六斗一合

小以 二〇石二斗八升三合

殘 四七石三斗一升八合

此取米 六石四升六合

檢見取

一、高二石一斗四升五合 皆畑亥高入新田

此取米 七斗七升二合

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米一斗三升一合 御傳馬宿入用

此代永 八九文六分 但三分一金納

一、米四斗三升八合 六尺給米

此代永 二九九文七分 但三分一金納

一、永五四六文九分 御藏前入用

一、米五斗一升五合 口米

此代永三九六文二分六厘

但 金一匁付一石二斗九升八合三勺

一、永四二文七分 口米

納合 米四石四斗一升七合七勺

九斗三升五合三勺 諸代米渡

內 三石三斗三升 江戸御廻米

取米合 一七石一斗五升八合

外

一、大豆 一石四斗一升一合五勺 大豆定納

此代米七斗五合八勺

一、永二五三文五分九毛 荏代定納

此荏 二斗八升九合

此代永 一斗八升六勺

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

此胡麻 七升三合三勺

此代米四升八合九勺

一、永一貫四二三文三分 小役

一、米一斗三升一合 御傳馬宿入用

一、永四斗三升八合 六尺給米

一、永五四六文九分 御藏前入用

一、米五斗一升五合 口米

一斗五升二合四勺 諸實米
永二貫六八八文三厘一毛
外 永一〇文六分 包分水

安永二年巳 (皆濟)

高二八石七斗五升三合

一、米一七石一斗五升八合 本途

此 譯

米五石七斗一升九合 三分一金納

此代永三貫二三九文三分

但 金一匁ニ付一石七斗六升五合五勺一才

米 四石二斗 御廻米ニ成願石代

此代永 二五七文四分

一、永四二文七分 口永

米 一七石三斗六合七勺

外 米九斗三升五合三勺 諸代米渡

納合

大豆 一石四斗一升一合五勺

永二貫三五三文六分七厘一毛

安永五年申 (皆濟)

高 同上

一、米一七石三斗一升六合 本途

內

米 五石七斗七升二合 三分一金納

此永三貫九六文三分

但 金一匁ニ付一石八斗六升四合一勺六才

米 七斗五合八勺 大豆代米渡

米 一斗八升六勺 荏代米渡

但 金一匁ニ付一石六斗三升二合
米 七石七斗 不熟米石代

永代此三貫九一八文六分

但 金一匁ニ付一石九斗六升五合

米 二石三斗八升三合七勺 願石代

此代永一貫四四二文九分

但 金一匁ニ付一石六斗五升二合

米 九斗三升五合三勺 米納

外

一、大豆一石四斗一升一合五勺 定納

此代永七七〇文一分

但 金一匁ニ付一石八斗三升二合九勺一才

一、永二五三文五分九毛 荏代定納

一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代定納

一、永一貫四二三文三分 小役

米 四升八合九勺 胡麻代米渡

米 一石五斗二升一合 大阪御廻糶納

此糶三石四升二合

米 一斗九合一勺 右諸實米渡

米 一石七斗一升 不熟石代

此永八一二文五分

但 金一匁ニ付二石一斗四合五勺替

米 三石九斗五升八合六勺 願石代

此永二貫二二八文九分

但 金一匁ニ付一石七斗七升六合替

米 二石二斗六升

此永一貫一五八文五分

但 金一匁ニ付一石九斗五升八勺七才替

米 一石五升

此永五九一文五分

一、米一斗三升一合 御傳馬宿入用
 此代永七四文二分 但三分一同直段
 一、米四斗三升八合 六尺給米
 此代永二四八文一分 但右同直段
 一、永五四六文九分 御藏前入用
 一、米五斗一升五合 口米
 此代米三三五文八米
 但 金一匁ニ付一石五斗三升三合四勺二才
 一、永四二文七分 口米
 一、永六九文五分八厘
 米九斗三升五合三勺 諸代米渡
 納合 永一二貫七〇九文六分五厘一毛
 外永一〇文六分 包分永

但 金一匁ニ付一石七斗七升五合替
 外
 一、永六七四文七分 大豆代
 此大豆一石四斗一升五合
 但 金一匁ニ付二石九升二合八才替
 一、永二五三文五分九毛 荏代
 此荏二斗八升九合
 但 金一匁ニ付一石一斗四升替
 一、永八七文二分六厘二毛 胡麻代
 此胡麻七升三合三勺
 但 金一匁ニ付八斗四升替
 一、永一貫四二三文三分 小役
 一、永七〇文三分 御傳馬宿入用
 此米一斗三升一合 但三分一直接
 一、永二三五文 六尺給米

安永八年亥 (皆濟)
 高二一八石七斗五升三合
 一、一七石五合 本途

此米四斗三升八合 但三分一直接
 一、永五四六文九分 御藏前入用
 一、永三三二文九分 口米
 此米五斗一升九合
 但 金一匁ニ付一石六斗七合三勺三才替
 一、永四二文七分 口米
 末ヨリ西迄三ヶ年賦
 一、永六九文五分八厘 夫食返納
 納合 米一石五斗二升一合
 永一一貫六一三文八分五厘一毛
 外永九文一分 〇〇

享和元年酉 (割)
 卯ヨリ子迄拾ヶ年定免
 高 二一八石七斗五升三合

内

高五石六斗六升八合 三分一金納
 此永二貫四一七文六分
 但金一匁ニ付二石三斗四升四合五才
 米四石一斗四升二合 不熟石代
 此永一貫四六五文二分
 但 金一匁ニ付二石八斗二升七合
 米五石二升五合七勺 願石代
 此永二貫二〇七文二分
 但 金一匁ニ付二石二斗七升七合
 米七斗五合八勺 大豆代米渡
 米一斗八升六勺 荏代米渡
 米四升八合九勺 胡麻代米渡
 米一石二斗 江戸御廻米
 内 四斗 貢納

此譯

田高 一〇石八斗一升二合
 此取米一石七斗二升
 田畑成高 一三八石一斗九升五合
 内高二四石七斗五升六合 ○○○○川欠引
 殘高 一一三石四斗三升九合
 此取米一〇石四斗九升四合
 内
 高 九八石五斗九合 本免
 此取米九石五斗六合
 高 七石 亥子〇起返取下
 此取米三斗四升七合
 高 七石九斗三升 寅巳起返取下
 此取米五斗九升一合
 畑高 六七石六斗一合

米三升四合 諸賃米渡

外

一、永五八六文九分 大豆代
 此大豆一石四斗一合五勺
 但 金一匁ニ付二石四斗四合九勺三才
 一、永二五三文五分九毛 荏代
 此荏二斗八升九合
 一、永八七文一分六厘二毛 胡麻代
 此胡麻七升三合三勺
 一、永一貫四二三文三分 小役
 一、永五五文九分 御傳馬宿入用
 此米一斗三升一合 但三分一同直段
 一、永一八六文八分 六尺給米
 此米四斗三升八合 但右同直段
 一、永五四六文九分 御藏前入用

小以高八石五斗七升七合

殘高 五九石二升四合

此取米六石一斗八升

内

高 四九石九斗二升八合 本免
 此取米五石二斗四升二合
 高 五石八斗三合 亥寅起返取下
 此取米三斗四升
 高 三石二斗九升三分 巳起返取下
 此取米一斗九升八合
 畑高 二石一斗四升五合
 此取米七斗七升二合
 申ヨリ戊迄三ヶ年定免
 一、高一石九斗一合 皆畑 寛政六寅高入新田
 此取米 一斗一升七合

一、永二六〇文三分 口米
 此米五斗一升
 但 金一匁ニ付一石九斗五升二合一勺五才
 一、永四二文七分 口米
 納合 米一石三斗
 永九貫五三三文五分七厘一毛
 外 永二七五文一分 國役
 外永八文二分 包分銀

取米合一九石二斗八升三合
 外
 一、大豆一石四斗二升二合四勺 定納
 此取米七斗三升一合一勺
 一、永二四五文八分二厘 崔代定納
 此崔二斗九升五勺
 此代米一斗八升六合六勺
 一、永八七文七分四厘 胡麻代定納
 此胡麻七升三合七勺
 此代 四升九合一勺
 一、永一貫四三〇文五分 小役
 一、米四斗三升九合七勺 六尺給米
 一、米一斗三升一合九勺 御傳馬宿入用
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 納合 米一八石九斗一升二合七勺

享和二年 戌 (割)
 卯ヨリ手迄十ヶ年定免
 一、高二一八石七斗五升三合
 此譯
 田高一〇石八斗三升二合
 此取米一石七升二升
 田畑成高一三八石一斗九升五合
 内高二二石七斗三升一合 〇〇〇〇〇
 外高二石二升五合 當成起返取下
 殘高 一一五石四斗六升四合
 此取米一〇石六斗八升六合

外 米九斗四升一合九勺
 大豆一石四斗二升二合四勺
 永二貫三三二文六分六厘
 天保二年卯 (割)
 酉ヨリ手迄十ヶ年定免
 一、高二八一石七斗五升三合
 此譯
 田高 一〇石八斗一升二合
 此取米一石七斗二升
 田畑成高 一三六石五斗八升三合
 小以 二一石七斗四升一合
 殘高 一一四石八斗四升二合
 此取米一一石一斗八升三合三勺
 高 一〇〇石七斗六升五合 本免

内米一斗九升二合 〇〇〇

内 譯

高九石五斗九合 本免

此取米九石五斗五升六合

高七石 亥子〇起返取下

此取米三斗四升七合

高七石九斗三升 寅巳起返取下

此取米五斗九升一合

高二石二升五合 當戌起返取下

此取米一斗九升二合

畑高六石七斗六合一合

内 高八斗八升一合 〇〇〇

高七石六斗九升六合 〇〇〇

小以八石五斗七升七合

殘高 五九石二升四合

此取米九石九斗二升六合

外米四斗四升四合 損地減

高 一〇石三斗一升二合 申起返

此取米一石一升二合

高 八斗四升一合 丑起返

此取米七升九合六勺

高 一石四斗六升二合 去寅起返

此取米八升二合七勺

高 一石四斗六升二合 當卯起返

此取米八升三合 去寅皆增

畑高 六九石二斗一升三合

小以 一七石七斗九升

殘高 五一石四斗二升三合

此取米五石六斗六升一合一勺

内 譯

高 四〇石四斗二升一合本免

此取米 六石一斗八升

内 譯

高四九石九斗二升八合 本免

此取米五石六斗四升二合

高五石八斗三合 亥寅起返取下

此取米三斗四升

高三石二斗九升三合 巳起返取下

此取米一斗九升八合

畑高二石一斗四升五合

此取米七斗七升二合

申より戌三ヶ年定免

一、高一石九升一合 皆畑寛政六寅高入新田

此取米一斗一升七合

取米合一九石四斗七升五合

内米一斗九升二合 〇〇〇

此取米四石七斗八升八合六勺

外米一斗九升損地減

高 一石二升七合 子起返

此取米一斗一升八合

高 一石九斗七升 辰起返

此取米一斗九升七合

高一石八斗六升七合 巳起返

此取米一斗三升

高 三石二斗四升三合 午起返

此取米二斗四升八合

高 一石一斗七升 去寅起返

此取米八升九合五勺

高 一石七斗五升五合 當卯起返

此取米九升 去寅皆增

畑高 二石一斗四升五合

外

- 一、大豆一石四斗二升二合四勺 定納
- 此代米七斗一升一合二勺
- 一、永二五四文八分二厘 荏代定納
- 此荏二斗九升五勺
- 此代米一斗八升一合六勺
- 一、永八七文七分四厘 胡麻代定納
- 此胡麻七升三合七勺
- 此代米四升九合一勺
- 一、永一貫四三〇文五分 小役
- 一、米四斗三升九合七勺 六尺給米
- 一、一斗三升一合九勺 御傳馬宿入用
- 一、永五四九文六分 御藏前入用
- 一、米一九石一斗四合七勺
- 外米九斗四升一合九勺 諸代米引

- 此取米七斗七升二合
- 寅ヨリ午迄五ヶ年定免
- 一、高一石九升一合 皆畑 寅高入新田
- 此取米一斗二升六合
- 取米合 一九石四斗六升二合四勺
- 外米四斗六升一合 去寅減
- 外
- 一、永一貫四三〇文五分 小役
- 一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納
- 一、荏二斗九升四勺 荏代定納
- 代永二五四文七分四厘
- 一、胡麻七升三合七勺 胡麻代定納
- 代永八七文七分四厘

納合 大豆一石四斗二升四勺

永 一貫三二二文六分六厘

天保元年寅 (皆濟)

- 高二一九合八斗四升四合
- 一米一九石九斗二升三合四勺 本途
- 内
- 米六石六斗四升一合 三分一金納
- 代永四貫三二八文
- 但 戌ヨリ寅マデ五ヶ年平均値段金一匁ニ付米
- 一石五斗三升四合四勺二才

- 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
- 一、米四斗四升 六尺給米
- 一、永五四九文六分 御藏前入用
- 納合 米二〇石三升四合四勺
- 大豆一石四斗二升二合四勺
- 永二貫三二二文五分八厘

天保二年卯 (皆濟)

- 高二一九石八斗四升四合
- 一、米一八石六斗八勺 本途
- 内
- 米六石二斗 三〇一金納
- 代永四貫二六四文五分
- 但 金一匁ニ付米一石四斗五升二合八勺六才
- 米六石三斗一升八合 願石代
- 代永四貫三四五文七分 但右同直段

米六石九斗三升九合六勺 願石代
 代永四貫五二文六分 但右同直段
 米二石七斗一合 御廻米諸賃村普請石代
 代永一貫八八二文九分
 米三石六斗四升一合八勺 米納
 一米五斗九升八合 口米石代
 代永五四文六分
 但 金一匁 = 付米一石九升五合九勺七才
 一、永四〇文五分 小役
 一、永四二文九分 口米
 一、大豆一石四斗二合四勺 大豆石代
 代永八八三文二分
 但 金一匁 = 付大豆一石六斗一升四勺九才
 一、荏二斗九升四勺 荏石代
 代永二五四文七分四厘
 但 定直段金一匁 = 付荏一石一斗四升

米 六石八升二合八勺 米納
 一、米五斗八勺 口米石代
 代永四三一文六分
 但 金一匁 = 付米一石二斗九升二合七勺六才
 一、永一貫四三〇文五分 小役
 一、永四二文九分 口米
 一、大豆 一石四斗二升二合四勺 大豆石代
 代永九一九文
 但 金一匁 = 付大豆五斗四升七合八勺
 一、荏二斗九升四勺 荏石代
 代永二五四文七分四厘
 但 金一匁 = 付荏一石一斗四升定直段
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代
 代永八七文七分四厘 但胡麻八斗四升
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代
 代永八七文七分四厘
 但 右〇金一匁 = 付胡麻八斗四升
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 代永一〇九文一分
 但 金一匁 = 付米一石二斗九合六勺一才
 一、米四斗四升 六尺給米
 代永三六三文八分 但右同直段
 一、永五四文六分 御藏前入用
 合 米三石六斗四升一合八勺
 永十五貫六分八厘
 此 拂
 米七斗一升一合二勺 大豆代米
 米一斗八升一合五勺 荏代米
 米四升九合一勺 胡麻代米

代永九〇文八分 但三分一同直段
 一、米四斗四升 六尺給米
 代永三〇二文六分 但右同所
 一、永五四文六分 御藏前入用
 合 米六石八升二合八勺
 永一二貫七一九文六分八厘
 此 拂
 米 七斗一升一合二勺 大豆代米
 米 一斗八升一合五勺 荏代米
 米 四升九合一勺 胡麻代米
 米 一斗五升八勺 諸賃米
 米 五升三合 粳〇〇
 此米一石一斗五升二合八勺
 納合 米四石九斗三升
 內米八斗四升五合

米一斗 諸賃米

小以米一石四斗一合八勺

納合 米二石六斗

永一五貫六分八厘

外 永一二文五分 包分銀

外

一、粳六斗三升 末年置糶

此米三斗一升五合

一、粳六合六勺 申酉戌御下穀

此米三合三勺

天保二年 卯 (皆濟)

高二一九石八斗四升四合

一、米一九石四斗六升二合四勺 本途

内

此粳一石六斗九升

永一二貫七一九文六分八厘

外永一〇文六分包分銀

外

一、粳六斗三升 末年置糶

此米三斗一升五合

一、粳六合六勺 申酉戌御下穀

此米三合三勺

天保三年 辰 (皆濟)

高二一九石八斗四升四合

一、米一九石四斗六升二合四勺 本途

内

米六石四斗八升七合 三分一金納

代永四貫三二三文八分

但 金一匁 = 付米一石五斗三勺

米六石八斗四升六勺 願石代

代永四貫五五九文五分 但右同直段

米四石一斗五升四合 御廻米諸并賃村普請之分

代永二貫九六文五分

但 三分一直段一斗〇金一匁 = 付米一石四斗三勺

米一石九斗八升八勺 米納

一米五斗八升四合 口米石代

代永四三九文一分

但 金一匁 = 付米一石三斗二升九合三勺四才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

米六石四斗八升七合 三分一金納

代永四貫六二八文九分

但 金一匁 = 付米一石四斗一合四勺

米六石七斗六合六勺 願石代

代永四貫八〇七文一分 但右同直段

米五石二斗九升七合 御廻米并諸賃村普請石代

代永四貫七〇文二分

但 金一匁 = 付米一石三斗一合四勺

米九斗四升一合八勺 米納

一、米五斗八升四合 口米石代

代永四六六文八分

但 金一匁 = 付米一石二斗五升一合一勺一才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永六八一文二分

但 金一匁=付大豆二石八升八合一勺六才

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 定直段金=付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七厘

但 右直段金一匁=付胡麻八斗四升

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永八二文 但三分一同直段

一、米四斗四升 六尺給米

代永二九三文三分 但右同所

一、永五四九文六分 御藏前入用

合 米一石九斗八升八勺

永一五貫七一七文八厘

代永七九七文九分

但 金一匁=付一石七斗八升二合六勺

一、荏二斗九升四合 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 金一匁=付荏七石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘

但 金一匁=付胡麻八斗四升

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永九四文二分

但 金一匁=付米一石四斗一合四勺

一、米四斗四升 六尺給米

代永三一四文 右同直段

一、永五四九文六分御藏前入用

合 米九斗四升一合八勺

永一七貫五四四文五分八厘

此拂

米七斗一升一合二勺 大豆代米

米一斗八升一合五勺 荏代米

米四升九合一勺 胡麻代米

米三升九合 諸賃米渡

小以米九斗八升八勺

納合 米一石

永一五貫七一七文六厘

外 永一三文一分 包分銀

外

一、糶六斗三升 末年置糶

此米三斗一升五合

一、糶六合六勺 申酉戌御下穀

此米三合三勺

此拂

米 七斗一升一合二勺 大豆代米

米 一斗八升一合五勺 荏代米

米 四升九合一勺 胡麻代米

小以米九斗四升一合八勺

納合永一七貫五四四文五分八厘

外永一四文六分 包分銀

外

一、糶六斗三升 末年置糶

此米三斗一升五合

一、糶六合六勺 申酉戌御下穀

此米三合三勺

天保四年巳(皆濟)

高二九石八斗四升四合

一、米一九石四斗六升二合四勺 本途

内

米、六石四斗八升七合 三分一金納

米六石七斗三升六合六勺 願石代

米五石二斗九升七合 御廻米并諸實村普請

米九斗四升一合八勺 米納

一、米五斗八升四合 口米

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口米

一、大豆二石四斗二升一合四勺 大豆石代

代永一貫二五〇文一分

一、荏二斗九升四勺 荏石代

此代永二五四文七分四厘

天保六年末(皆濟)

同上

一、米一九石八斗五升九合三勺 本途

内

米六石六斗二升 三分一金納

代永四貫七〇四文五分

但 違作ニ付三分一直段去ル成ヨリ末マデ十ケ

年平均金一匁ニ付米一石四斗七合一勺六才

米 九石七升七合五勺 願石代

代永六貫四五〇文九分 但右同直段

米 四石一斗六升一合八勺 米納

一、米五斗九升八合 口米石代

代永四七四文六分

但 金一匁ニ付米一石二斗五升五合七勺

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

米二〇石六斗一升八合四勺

合 米一九石九升二合六勺 諸石代

此代永一三貫一五〇文九分

但 已年違作ニ付諸石代方申ヨリ已迄拾年三

分一平均直段金一匁ニ付米一石四斗五升

一合八勺一才

内 米五斗八升四合

此代永四五二文三分

但 右平均ニ米三六石ニ付金一匁増金一匁ニ

付米一石二斗九升一合一勺四才

米九斗四升一合八勺 米納

永三貫六一五文五分八厘

一、永四二文九分 口米

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永九四八文三分

但 金一匁ニ付大豆一石五斗三升一合一勺二才

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 金一匁ニ付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

但 金一匁ニ付胡麻八斗四升

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永九三三文八分 三分一同直段

一、米四斗四升 六尺給米

代永三一二文七分 但右同直段

一、永五四九文六分 御藏前入用

合米四石一斗一合八勺

永一五貫三三〇文二分八厘

此拂

此拂

- 米七斗一升一合二勺 大豆代米
- 米一斗八升一合五勺 荏代米
- 米四斗九合一勺 胡麻代米
- 小以九斗四升一合八勺
- 納合 永一八貫二八文七〇八厘
- 外 永一四文三分 包分〇
- 外
- 一、粳六斗三升 末年置粳
- 此米三斗一升五合
- 一、粳六合六勺
- 此米三合三勺 申酉戌下穀

天保七年申 (割)

- 米 七斗一升一合二勺 大豆代米
- 米 一斗八升一合五勺 荏代米
- 米 四升九合一勺 胡麻代米
- 米 一斗二升 諸賃米
- 小以一石二升一合八勺
- 納合米三石一斗
- 永一五貫三三〇文二分八厘
- 外永一二文八分 包分銀
- 外
- 一、粳六斗三升 末年置粳
- 此米三斗一升五合
- 一、粳六合六勺 申酉戌下穀
- 此米三合三勺

天保七年申 (皆濟)

未ヨリ辰迄十ヶ年定免

- 一、高二一八石七斗五升三合

此譯

- 田高一〇石八斗一升二合
- 此取米一石七斗二升三合
- 田畑成高一三六石五斗八升三合
- 小以四〇石二斗三升
- 殘高九六石三斗五升三合
- 此取米九石四斗九升一合八勺
- 外米一石八斗二升一合 損地去未減
- 畑高 六九石二斗一升三合
- 小以二五石一斗五升三合
- 殘高 四四石六升
- 此取米五石四斗二升
- 內米一斗六升七合五勺 本免入去未增

高 二一九石八斗四升四合

- 一、米一七石三斗三升二合八勺 本逾

內

- 米 五石七斗七升八合 三分一金納
- 代永四貫一〇六文一分
- 但 金一匁ニ付一石四斗七合五勺七才
- 米 七石八斗九合 願石代
- 代永五貫五四九文四分 但三分一同直段
- 米 三石七斗四升五合八勺 米納
- 一、米五斗二升 口米石代
- 代永四一四文一分
- 但 金一匁ニ付二斗五升五合七勺一才
- 一、永一貫四三〇文五分 口永
- 一、大豆 一石四斗二升二〇四勺 大豆石代
- 代永一貫五三一七七分

外米八斗一升三合 損地減
 差引米七斗五升五勺 去未減
 畑高二石一斗四升五合
 此取米七斗七升二合
 未ヨリ亥迄五ヶ年定免
 一、高一石九升一合皆畑 實高入新田
 取米合一七石三斗三升二合八勺
 内米一斗六升七合五勺 本免入増
 外米二石六斗九升四合 損地減
 差引米二石五斗二升六合五勺 去未減
 外
 掛高二一六石七斗四升三合
 外高三石一斗一合 前ハ不掛
 一、永一貫四三〇文五分 小役
 掛田高一四九石七合

但 一文ニ付九斗二升八合六勺二才
 一、荏二斗九升四勺 荏石代
 代永二五四文七分四厘
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代
 代永八七文七分四厘
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 代永九三文八分 但三分一同直段
 一、米四斗四升 六尺給米
 代永三一二文七分 但三分一同直段
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 合 米三石七斗四升五合八勺
 永一四貫三七三文二分八厘
 此 拂
 米 七斗一升一合二勺 大豆代米
 米 八升一合五勺 荏代米

畑高六七石七斗三升六合
 外高右同所
 一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納米
 掛 新田畑高二一六石七斗四升三合
 外高右同所
 一、荏二斗九升四勺 荏代定納
 代永二五四文七分四厘
 但 金一匁ニ付荏一石一斗四升
 掛高 外高右同所
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻代定納
 代永八七文七分四厘 但 右同所胡麻八斗四升
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 一、米四斗四升 六尺給米
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 納合 米一七石九斗四合八勺
 大豆一石四斗二升二合四勺
 永二貫三三二文五分八厘

四升九合一勺 胡麻代米
 米 一斗四合 諸賃米
 小以一石四升五合八勺
 納合米二石七斗 御廻米
 永一貫三七三文二分八厘
 外永一二文包分銀
 外
 一、粳六斗三升 末年置粳
 此米三斗一升五合
 一、粳六合八勺 申西成御下穀
 此米三合二勺

天保八年 酉 (割)

未ヨリ辰迄十ヶ年定免

一、高二一八石七斗五升三合

此譯

田高 一〇石八石一升二合

此取米一石七升三合

田畑成高一三六石五斗八升三合

内高四〇石二斗一升

殘高九六石三斗五升三合

此取米九石四斗九升一合八勺

畑高 六九石二斗一升三合

同上 (皆濟)

一、高二一九石八斗四升四合

一、米一七石三斗三合八勺 本途

内

米 五石七斗七升八合 三分一金納

代永五貫七八文九分

但 金一匁ニ付米九斗九升八合一勺一才

米 五石九斗三升九合 願石代

代永五貫九五〇文二分 但三分一同直段

米 五石六斗一升五合八勺 米納

一、米五斗二升 口米石代

小以二五石一斗五升三合

殘高四四石六升

此取米五石二斗二升

畑高二石一斗四升五合

此取米七斗七升二合

未ヨリ亥迄五ヶ年定免

一、高一石九升一合 皆畑實高入新田

此取米一斗二升六合

取米合一七石三斗三升二合八勺

外

掛高二一六石七斗四升三合

外高三石一斗一合 前ハ不掛

一、永一貫四三〇文五分 小役

掛田高二四九石七合

畑高六七石七斗三升六合

代永五六五文六分

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永一貫四五〇文二分八勺六才

但 金一匁ニ付大豆九斗八升

一、荏二斗九升四合 荏石代

代永二五四文七分四厘

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永一三三文二分

一、米四斗四升 六尺給米

代永四四〇文八分

永五四九文六分 御藏前入用

外高右同所
 一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納
 掛新田畑高二六石七斗四升三合
 外高右同所
 一、荏二斗九升四合 荏代定納
 代永二五四文七分四厘
 掛高外高右同所
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻代定納
 代永八七文七分四厘
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 一、米四斗四升 六尺給米
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 納合 米一七石九斗四合八勺
 大豆一石四斗二升二合四勺
 永二貫三三二文五分八厘

合米五石六斗一升五合八勺
 永一六石六九三文三分八厘
 此拂
 米 七斗一升一合二勺 大豆代米
 米 一斗八升一合五勺 荏代米
 米 四升九合一勺 胡麻代米
 米 一斗七升一合 諸貨米
 小以一石一斗一升五合八勺
 納合米四石五斗
 内米一升五合
 此糶三升二合
 永一六貫六九三文三分八厘
 外永一三文九分 包分銀
 外
 一、糶六斗三升

天保十年亥 (割)
 未ヨリ辰迄十ヶ年定免
 一、高二一八石七斗五升三合
 此譯
 田高一〇石八斗一升二合
 此取米一石七斗二升三合
 田畑成高一三六石五斗八升三合
 田高三六石六斗三升
 外高三石六斗
 此取米三斗五升四合
 殘高九九石九斗五升三合

此米三斗一升五合 末年置糶
 一、糶六合七勺
 此米三合三勺 申酉戌御下穀
 天保九年戌 (皆濟)
 高二九石八斗四升四合
 一、米一七石八斗七升八勺 本途
 内
 米 五石九斗五升七合 三分一金納
 代永五貫七四八文三分
 米 六石四升三合 願石代
 代永五貫八二九文三分、但 右同所
 米 五石八斗七升二合八勺 米納
 一、米五斗三升六合 口米石代
 代永五六三文二分 但口 米〇〇直段米九斗五升
 一合七勺五五才

此取米九石八斗四升五合八勺
 内米三斗五升四合 本免入去西增
 畑高六石九斗二升一升三合
 小以二石六斗三合
 躰高四石五斗六升一升
 此取米五石四斗四合 本免入去西增
 内米一斗八升四合
 畑高二石一斗四升五合
 此取米七斗七升二合
 未ヨリ亥迄五ヶ年定免
 一、高一石九升一合 皆畑實高入新田
 此取米一斗二升六合
 取米合一石七斗八升八勺 本免入去西增
 内米五斗三升八合
 外

一、永一貫四三〇文五分 小役
 一、永四二文九分 口永
 一、大豆 一石四斗二升二合四勺 大豆石代
 代永一貫二四〇文二分
 但 金一匁=付大豆一石一斗四升六合九勺二才
 二、荏二斗九升四勺 荏石代
 代永二五四文七分四厘
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代
 代永八七文七分四厘
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 代永一二七文四厘 但〇〇三分一
 一、米四斗四升 六尺給米
 代永四二四文六分 但 右同所
 一、永五四九文六厘 御藏前入用
 合米五石八斗七升二合八勺

掛高二一六石七斗四升三合
 外高三石一斗一合 前ハ不掛
 一、永一貫四三〇文五分 小役
 掛 田高一四九石七合
 畑高六七石七斗三升六合
 外高 右同所
 一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納
 掛 新田畑高二一六石七斗四升三合
 外高右同所
 一、荏二斗九升四合 荏代定納
 代永二五四文七分四厘
 掛高 外高右同所
 一、胡麻七升三合七勺 胡麻代定納
 代永八七文七分四厘
 一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

永一六貫二九八文四分八厘
 此拂

小以一石一斗二升四合四升八勺
 納合米四石七升八合
 米四石七斗三升一合 御廻米
 内米一升七合 御廻米
 此糶三升四合
 永一六貫二九八文四分八厘
 外永一三文六厘 包分銀
 外
 一、糶六斗三升 末年〇〇糶
 此米三斗一升五合
 一、糶六合六勺
 此米三合三勺 申酉戌御下穀

一、米四斗四升 六尺給米
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 納合 米 一八石四斗四升二合八勺
 大豆一石四斗二升二合四勺
 永二貫三二文五分八厘

天保十年亥 (割)

未ヨリ辰迄十ヶ定免

一、高二一八石七斗五升三合

此 譯

田高一〇石八斗一升二合

此取米一石七斗二升三合

田畑成高一三六石五斗八升三合

内高三四石六斗八升

外高 一石九斗五升 當亥起返

天保十年亥 (皆濟)

高 二二九石八斗四升四合

一、米一八石二斗一升五合八勺 本途

内

米 六石七升二合 三分一金納

代永四貫一四〇文六分

但 三分一直段金一匁ニ付米一石四斗六升三合

六勺一才

米 六石四斗三升五合 願石代

此取米一斗三升七合

殘高一〇一石九斗三合

此取米九石九斗二合八勺

内米一斗三升七合 起返増

内

高九九石九斗五升三合 本免

此取米九石八斗四升五合八勺

高一石九斗五升 當亥起返

此取米一斗三升七合

畑高六九石二斗一升三合

小以二〇石六斗三升三合

殘高四八石五斗八升

此取米五石六斗一升二合

内米二斗八合起 返増

内

代永四貫三九六文七分 但右同値段

米 五石七斗八合八勺 米納

一、米五斗四升六合 口米石代

代永四一九文九分

但 金一匁ニ付米一石三斗四勺六才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永八六六文九分

但 民一匁ニ付大豆六斗四升八勺

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 定値段金一匁ニ付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘 右同値段胡麻八斗四升

高四五石六斗一升 本免

此取米五石四斗四合

高二石九斗七升 當家起返

此取米二斗八合

畑高二石四斗一升五合

此取米七斗七升二合

未ヨリ麥迄五ヶ年定免

一高一石九升一合 皆畑 入新田

此取米一斗二升六合

取米合一八二石二斗一升五合八勺

内米三斗四升五合 起返去成増

外

掛高 二二六石七斗四升三合

外高三石一斗一合

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永九〇文二分 但 三分一合值段

一、米四斗四升 六尺給米

代永三〇〇文六分 但右同值段

永五四九文六分 御藏前入用

米五石七斗八合八勺

合永一二貫五八八文三分八厘

此拂

米 七斗一升一合二勺 大豆代米

米 一斗八升一合五勺 荏代米

米 四升九合一勺 胡麻代米

米 一斗七升七合 諸賃米

小以一石一斗一升八合八勺

納合米四石五斗九升

永一二貫五八八文三分八厘

掛 田高一四九石七合

畑高六七石七斗三升六合

外高 右同所

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納

掛 新田畑高二一六石七斗四升三合

外高 右同所

一、荏二斗九升四勺 荏代定納

代永 二五四文七分四厘

掛高外高 右同所

一、胡麻七升三合七勺 胡麻代定納

代永八七文七分四厘

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

一、米四斗四升 六尺給米

一、永五四九文六分 御藏前入用

一八石七斗八升七合八勺

外永一〇文五分 包分銀

外

一、粳六斗三升 末年置粳

此米三斗一升五合

一、粳六合六勺

此米三合三勺 申酉戌御下穀

納合 大豆一石四斗二升二合四勺
永二貫三二二文五分八厘

天保十一年子 (割)

末ヨリ一〇ケ辰迄定免

一、高二八石七斗五升三合

此 譯

田高一〇石八斗一升二合

此取米 一石七斗二升三合

田畑成高一三六石五斗八斗三合

内高二五石六斗四升四勺 前之地震山崩川缺引

外高九石三升六合 當子起迄

此取米二斗九升四合

外米五斗九升六合 來丑ヨリ辰迄四ケ年ニ〇〇

殘高一〇石九斗三升九合

天保十三年寅 (割)

同上

同上

同上

同上

同上

同上

殘高 一〇二石六斗五升八合

此取米九石八斗五升四合八勺

内米一斗四升七合 亥子起返割合去丑増

内 譯

高 九三石六斗二升二合

此取米九石二斗六合六升八勺 本免

高 九石三升六合 同所

此取米五斗八升八合

内米一斗四升七合 當寅増米〇〇

外米三斗二合來卯ヨリ辰四ケ年割合〇米増

畑高 六九石二斗一升三合

小以二〇石六斗三斗三合

殘高 四八石五斗八升

此取米五石六斗四升七合

内 譯

高 四五石六斗一升 本免

此取米五石四斗四合

高 二石九斗七升 亥起返

小以二〇石六斗三升三合

畑高六九石二斗一升三合

増分

外米五斗九升六合 末丑ヨリ辰迄四ケ年ニ割合〇

此取米二斗九升四合

高九石三〇六合 同 當子起返〇〇 同所

内米五升五合 免直本免入増

此取米一〇石三升七合八勺

高一〇一石九斗三合 本免

内

米五升五合 本免入

米二斗九升四合 起返増

内米三斗四升九勺 去亥増

此取米一〇石三斗三升一合八勺

殘高四八石五斗八升

此取米五石六升四斗七合

内米三升五合 免直去亥增

内

高四五石六斗一升 本免

此取米五石四斗四合

高二石九斗七升 亥起返

此取米二斗四升三合

内米三斗五升 免直增

畑高二石一斗四升五合

此取米七斗七升二合

當子ヨリ丙迄一〇ケ年定免

一高一石九升一合 皆畑寅高入新田

此取米一斗二升七勺

内米一合 定免切替增

此取米二斗四升三合

畑高 二石一斗四升五合

此取米七斗七升二合

同上

同上

同上

取米合一八石一斗二升三合八勺

去丑同

内米一斗四升七合 去子起返割合 去丑增

取米合一八石六斗八升

内米米三斗八升五合 去亥增

米一合 定免切替增

米五升五合 本免入增

内米三升五合 免直增

米二斗九升四合 起返增

掛高二一六石七斗四升三合

外高三石一斗一勺 前ハ不掛

一、永一貫四三〇文五分 小役

掛 田高一四九石七合

畑六七石七斗三升六合

外高 右同所

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆定納

掛新田畑高二一六石七斗四升三合

外高 右同所

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

一、荏二斗九升四勺 荏代定納

代永二五四文七分四厘

掛高外高 右同所

一、胡麻七升三合七勺 胡麻定納

代永八七文七分四厘

一、米一斗三升二合 御傳馬箱入用

一、米四斗四升 六尺給米

一、永五四九文六分 御藏前入用

米一九石一斗七升二合八勺

納合 大豆、四斗二升二合四勺

永二貫三二二文五分八厘

天保十三年寅 (皆濟)

高二一九石八斗四升四合

一、米一八石一斗二升三合八勺 本途

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

米一八石六斗九升五合八勺

納合大豆一石四斗二升二合四勺

永二貫三二二文五分八厘

天保十二年丑 (皆濟)

同上

一、米一七石九斗七升六合八勺 本途

内

米六石四斗三合 三分一金納

代永三貫八一七文八分

但 三分一金一匁=付米一石五斗八升二合三勺

四才

米六石二斗四升七合 願石代

代永三貫九四七文九分

但 三分一同值段

米五石八斗三斗五合八勺 米納

一、米五斗四升四合 口米石代

代永三九〇文四分

但 金一匁=付米一石三斗九升三合三勺五才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

内

米 五石九斗九升二合 三分一金納

代永三貫八八四文七分

但 金一匁=付米一石五斗四升二合四勺七才

米 五石九斗四升 願石代

代永三貫八五一文 但三分一同值段

米 一石九斗 臨時石代

代永一貫二三一文六八分 但三分一同值段

米 四石一斗四升四合八勺 米納

一、米五石三斗九合 口米石代

代永三九五文六分

但 金一匁=付一石三斗六升二合三勺五才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永九五五文三分

但 金一匁ニ付大豆一石四斗八升八合八勺九才

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 定直段金一匁ニ付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文四厘 但右同所胡麻八斗四升

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永八三文四分 但三分一同直段

一、米四斗四升 六尺給米

代永二七八文一分 但右同所

一、永五四九文六分 御藏前入用

一、米七升三合 〇〇〇米

合 米五石九斗八合八升

永一一貫八三八文三分八厘

代永八四〇文五分

但金一匁ニ付大豆一石六斗九升二合三勺九才

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 定直段金一匁ニ付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘

但右同所 胡麻八斗四升

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用

代永八五文六分

但 三分一同直段

一、永五四九文六分 御藏前入用

合米四石一斗四升四合八勺

永一二貫九三九文九分八厘

此拂

米七斗一升一合二勺 大豆代米

米一斗八升一合五勺 荏代米

米四升九合一勺 胡麻代米

米一斗六升九合 諸賃米

米二升五合 粳同所

小以一石一斗三升五合八勺

納合 米四石七斗七升三合

内米七升三合 丑〇〇米

内米四石三斗七升三合

米四斗 大阪御廻米

此粳八斗 御廻粳

永一一貫八三八文三分八厘

外永九文九分 包分銀

外

此拂

同上

同上

同上

米 七升三合 臨時米代

米 九升三合 諸賃米

米 三升七合 粳同所

小以米一石一斗四升四合八勺

米三石

内米二石四合

米六斗

納合 此粳一石二斗

永一二貫九三九文九分八厘

外永一〇文八分 包分銀

外

一、粳六斗三升

一、粳六合六勺

此米三斗一升五合 末年〇粳
此米三合三勺 申酉戌御下穀

天保十四年卯 (皆濟)

高二九石八斗四升四合

一、米一八石四斗三升八勺 本途

内

米 六石一斗四升四合 三分一金納

代永四貫四〇四文二分

但 金一匁ニ付米一石三斗九升五勺二才

米 六石二斗七升六合七勺 願石代

代永四貫四九九文四分

但 右同直段

同上

同上

天保十五年 辰 (皆濟)

同上

一、米一八石七斗三升一合八勺 本途

米 六石二斗四升四合 三分一金納

代永五貫六四六文三分

但 三分一值段金一匁ニ付米一石一升五合八勺

六才

米 六石四斗五升七合 願石代

代永五貫八三八文九分 但 三分一同直段

米 六石三升八勺 米納

米 六石一斗一勺 米納

一、米五斗五升三合 口米石代

代永四四三交八分

但 金一匁ニ付米一石二斗四升六合二才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

一、大豆一石四斗二升二合四勺 大豆石代

代永一貫一〇三文八分

但 金一匁ニ付大豆一石二斗七升七合五勺一才

一、荏二斗九升四勺 荏石代

代永二五四文七分四厘

但 金一匁ニ付荏一石一斗四升

一、胡麻七升三合七勺 胡麻石代

代永八七文七分四厘

但 金一匁ニ付胡麻八斗四升

一、米五斗六升二合 口米石代

代永五五六文四分

但 金一匁ニ付米一石一升一勺一才

一、永一貫四三〇文五分 小役

一、永四二文九分 口永

同上

代永一貫三七四文六分

但 金一匁ニ付大豆一石二斗四合七勺九才

同上

同上

同上

同上

同上

一、米一斗三升二合 御傳馬宿入用
 代永九四文六分 但三分一同直段
 一、米四斗四升 六尺給米
 代永三一五文四分 但右同直段
 一、永五四九文六分 御藏前入用
 米六石一升一勺
 合永一三貫二三六文六分八厘
 此拂

米七斗一升一合二勺 大豆石代
 米一斗八升一合五勺 荏代米
 米四斗九合一勺 胡麻代米
 小以九斗四升一合八勺
 納合米五石六升八合三勺 臨時願石代
 内米一斗八升八合三勺 諸賃米渡〇成分
 代永三貫九一三文七分

同上
 代永一一九文四分 但三分一同直段
 同上
 代永三九七文九分 但 三分一同直段
 同上
 合 米六石三升八勺
 永一六貫二九八文九分八厘
 此拂

同上
 同上
 同上
 米一斗〇 置糶代米
 此糶二斗
 米一斗八升五合 諸賃米
 米四合 臨時置米

但 三分一直接一斗〇金一匁ニ付米一石二斗九升五合二勺
 永一三貫二三六文六分八厘
 外永一四文三分 包分銀

小以米一石二斗三升八合
 納合 米四石八斗 大阪御廻米
 永一六貫二九八文九分八厘
 外永一三文六分 包分銀

(備考)

- 1、田畑成Ⅱ田より轉換せる畑を謂ふ。分米はこゝでは石高の意。
 - 2、(割)は年貢割附書、(皆濟)は年貢皆濟目錄。
 - 3、「小以」とは川缺等による減高を意味す、原文には、川缺等による引高並減免の記載あり。略す。従つて「殘」とは高から小以を引いた残り。引の事由としては川缺最も多し。川缺多く而も用水源のないといふ極めて浮動的な自然的條件は、耕地の過半を田畑成が占め、畑成が之に次ぐといふ事情並に米納の石代納による代置の頻發に照應する。
 - 4、かくして、右の如き自然的條件いふまでもなく歴史的な一は、天領、新田等の條件と合して、年貢の視る如き低率を結果する。こゝに、「高」と現實の收穫高とのギャップを顧慮してもなほ、封建制下における地主的土地所有Ⅱ小作關係の展開の可能性が生ずる。
- 檢地帳に記載された農民が僅に四人にすぎず、耕地の過半十五町九反八畝は八右衛門といふ個人に屬す

る事實は、右の可能性の現實的展開を豫想せしめる（確定的には新資料の發見—例へば宗門改帳等—に俟たねばならないが。）おそらく、次の引用における如き状態が縮刷的にこの部落においても確かめられ、それによつて、直接的耕作者に對する封建的收取支配が、むしろ新田の場合において、より加重されるといふ資料的に立證された傾向に對する新たな一例を加へ得るであらう。

「本村は、……新田なるがために、村内の土地は、擧げて一、二の個人に屬し、村民は、各自、土地を所有するものなし。殊に十數年前迄は、全たく白山氏一個人の所有地にして、村民は、悉く小作人のみなりき。而かも、舊幕時代にあつては、地主と小作人の關係は、あたかも主従の如き關係に置かれ、地主は、小作人に對し、殆ど絶對の權利を有したるものなれば、當時は、村内の政狀も、他の一般の村落とは、大いに、其の趣を異にせるものなり。即ち……本村、即ち津守新田は、地主が、新開の住民を支配し、其の年貢を取り立つるのみならず、村内の行政事務は勿論、其他、諸般の取締りをなし、小作人は、之に絶對服従をせしものなり。されば昔時、村民は、地主の別邸を、俗に代官屋敷と稱し、新田の支配人は、あたかも、代官の如き權力を有せりと云ふ。」（「津守村誌」）

附

（附表・岡澤農區筆別耕作・所有關係に關する備考）

1、耕地整理を施行せざる耕地はすべて畑（微少の不定田を含む）。

耕作農家番號	耕作面積	耕地迄ノ距離
一	〇・八反(三筆)	約一町
二	〇・三	"一二
四	〇・九	"一二
五	〇・六	"一二
六	二・九二八	"一八
九	〇・二	"一七

- 2、水田一枚の面積は、一反歩。筆毎に記入せる數字の意味は次の如し。
 (イ)例へば四三二二とあるは地番四三二にして二等級田なることを意味す。(畑の場合は、ローマ數字を以て地番を記す、但し括弧内數字は面積を示す、單位||反)
 (ロ)例へば、③とあるは、筆毎の耕作農家の番號、③とあるは筆毎の所有農家の番號。他部落民の所有又耕作については、之を示さず。但し、山田家の所有地のみは、山と記す。
- 3、赤色の水田は、農區の共同作業班、第一班所屬の耕地。青色の水田は第二、第三班所屬の耕地。
- 4、台は農家を示す。

（註）岡澤、青野部落以外の耕地にして、岡澤部落民の出作に係るもの左の如し。

二二	二・八〇	〃二
二三	四・三〇	〃二
二四	一・九二五	〃二
二五	二・二〇六	〃二
二六	一・三三 (分散す)	〃二(?)
二九	六・八二八(六ヶ所に散在す)	〃二(?)
三〇	三・三〇三	〃二(?)
三一	一・五	〃二(?)
三二	一・六	?
三三	九・九五六	?
三四	一・九一一	?

共同作業遂行のために、如上の耕地の分散はマイナス的に強く影響する。部落内における各班耕地の圖示の如き集中状況は、逆に、プラス的に影響してゐる。後者のプラス的条件の擴大のために、入作、出作の交換・整理は緊要な要請である。乍然、土地所有關係がこゝでも決定的障害をなしてゐる。

昭和十六年三月二十日印刷
昭和十六年三月二十五日發行

東京市麹町區丸ノ内三ノ一
 著作權者 帝國農會
 發行所 帝國農會
 右代表者 東浦庄治
 東京市京橋區木挽町二ノ六
 印刷者 萩原宏
 東京市京橋區木挽町二ノ六
 印刷所 宏文堂

發行所 東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地
 帝國農會
 振替口座東京四〇五二番

16年11月13日

Table with 10 columns and 15 rows. A small circular stamp is located in the top-left corner of the grid.

正誤表
はしがき

頁	行	秋田縣	誤	正
一	九	土俗學があり、		ある。
二	五	脚・ち		また。
二	二	共同作業		労働關係
二	二	さざやか		さざやか
二五	五	次は		次に
二七	一三	デサマ		デサマ
三二	一〇	自作地合計の		は
三七	七	部落の新地主		部落外の新地主
三八	五	一般係な		一般のな
三八	九	刈上		刈入
七六	十四	好影響		影響

滋賀縣

頁	行	誤	正
七	十四	基本收穫	基本線
八	三	三、開班	七九頁五行以下に入る
八	一	東班へ	
九	四	西班へ	
九	四	身分的統體々制	身分的統體組成
九四	六	單的	端的
九六	八	連絡	連絡
九八	一	栗田郡	栗太郡
一〇五	七	一〇〇%	一〇〇%
一一二	十五	一・二八	一・二九八
一一四	四	収益	收奪
一一九	一	收穫豫想	收穫豫想
一二〇	十三	二六二・〇二二	二六三・〇二二
一二八	二	二・〇〇	二・〇〇〇
一二九	四	一・〇六・〇〇	一・〇〇六・〇〇

一二九	五	耕作面積	耕作面積
一三三	一六	〇・三	一〇・三
一三四	三	六一	六〇
一三七	十一	二二	二三
一三九	九	二十七表支出額	圖
一四三	九	注目すべきは	注目すべきは
一四五	十一	堂園場	園場
一四六	十一	共同出役俵	共同出役俵
一四九	十三	一四三・五二	一四三・五三
一五〇	十六	二八・七一	二八・七〇・一
一五九	十四	一一・〇・一一	一一・一一・二
一五九	十四	一八・二・四・三	一八・三・五・四
一六〇	一	一町以上の農家	一・五町の農家
一六三	六	の爲に	の阻害要因たる

第十八表 訂正再録
 〇・五町 〇・五—1.0町 1.0町—1.5町 1.5町—計
 自作 a,c, c₁ c₂ d, a,c,d₁

頁	行	誤	正
三〇六	六	無感心	無關心
〃	七	目覺め萌芽的	目覺め、萌芽的

頁	行	誤	正
一七六	一〇	(註一)とあるは	倉敷紡績株式會社を指す
二二〇	一四	四の表	四つの指標
二五四	一〇	「耕地面積」以下の行	二五五頁の初頭をなす

頁	行	誤	正
三三八	六	農家個別	農家個別
〃	九	離・個有化	離て個有化
三三九	七	何等も均等	何等均等
三四二	十五	一圓八十	一圓八十錢
三四六	十三	適宜	適宜
三四七	九	學令期	學齡期
三五二	十四	上納	上級

滋賀縣

熊本縣

岡山縣

三〇六	七	あるが崩壊	あるが、崩壊
三〇八	二	尋ネテ	尋テ
〃	五	〃	〃
三一二	四	岩原	宮原
三一九	十四	(経営戸數二二戸)	(経営戸數二二戸)
三二〇	四	五〇〇	五〇〇貫
三二四	一	收重	收量
〃	四	會ひ	合ひ
〃	十四	二百圓二十圓	二百二十圓
〃	十五	圓脱	圓、脱
三二五	三	感念	觀念
〃	九	共同生産に	共同生産を
三二六	八	最初	最初
三二七	三	青年の村	青年及村
三二八	一	恩義ヲ	恩義ニ
三三一	四	及び「赤痢」	、ヲトル。
三三七	表	第三班二組ノ三戸	二戸
三三七	表	農業保険	農業保険

頁	行	誤	正
三五二	一二	新設	新潟
三五六	五	岡澤部落農業生産構	岡澤部落農業にかけ
三六九	一五	答	答
三七五	三	(1)寄生的大土地所有	寄生的大土地所有
三七七	二	五、地主氏名	地主氏名
〃	六	對照と	對照を
〃	一三	明治維新以前	明治維新以後
三七八	七	その後土地兼併	その後土地兼併

914

37

三 七 九	一 五	比 ス ル バ	三 七 九
三 八 三	一	整 地 前 明 治 四 十 五 年 前 年	三 八 三
三 八 六	二	産 米 優 先 的	三 八 六
〃	八	招 致 仲 小 作	〃
〃	十	招 致 仲 小 作	〃
〃	一 〇	階 層 身 分 的 隸 従 關 係	〃
三 九 二	十 三	出 タ ル 時 出 タ ル 時	三 九 二
三 九 三	一 二	岡 澤 農 部 落 農 民	三 九 三
三 九 七	一 三	解 體 時 點	三 九 七
四 〇 二	四	つ た 。 從 て	四 〇 二
〃	五	時 期	〃

終